

令和 5 年 第 2 回

# 南阿蘇村議会定例会会議録

開会 令和 5 年 6 月 12 日

閉会 令和 5 年 6 月 16 日

南阿蘇村議会

# 会 期 日 程

令和5年第2回定例会

会期5日間

期 日	曜日	区 分	時 間	日 程 等
6月12日	月	本会議	午前10時	開会宣言 提出議案上程 会議録署名議員の指名 会期の決定 諸般の報告 村長挨拶 上程議案説明 一般質問
6月13日	火	休 会		議案審議のため
6月14日	水	休 会		議案審議のため
6月15日	木	合同常任委員会	午前10時	2常任委員会による合同 審査（大会議室）
6月16日	金	本会議	午前10時	質疑 討論 採決 閉会宣言

第 1 号

6月12日(月)

令和5年第2回南阿蘇村議会定例会 議事日程

令和5年6月12日(月)  
午前10時00分 開会  
於 南阿蘇村役場 議場

開会宣言	
日程第1	会議録署名議員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3	諸般の報告
日程第4 報告第3号	令和4年度南阿蘇村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第5 報告第4号	令和4年度南阿蘇村簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第6 報告第5号	令和4年度南阿蘇村農業集落排水特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第7 報告第6号	令和4年度南阿蘇村一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
日程第8 議案第41号	南阿蘇村新阿蘇大橋展望所条例の制定について
日程第9 議案第42号	南阿蘇村旧長陽西部小学校震災伝承館設置条例の制定について
日程第10 議案第43号	南阿蘇村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
日程第11 議案第44号	南阿蘇村体育館等条例等の一部を改正する条例について
日程第12 議案第45号	南阿蘇村健康交流センター条例を廃止する条例の制定について
日程第13 議案第46号	令和5年度南阿蘇村一般会計補正予算(第3号)の議決について
日程第14 議案第47号	令和5年度南阿蘇村簡易水道特別会計補正予算(第1号)の議決について
日程第15 議案第48号	字の区域の変更について
日程第16 同意第4号	南阿蘇村固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
日程第17 同意第5号	南阿蘇村農業委員会の委員の任命同意について
日程第18 諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第19	一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	辰 巳 和 美	8番	丸 野 健一郎
2番	岡 智 則	9番	桐 原 純 男
3番	坂 田 正 也	10番	工 藤 保 雄
4番	河 内 克 也	11番	笠 野 眞 喜
5番	市 原 恵 一	12番	橋 本 功
6番	今 村 輝 宏	13番	後 藤 征 昭
7番	今 村 竜 喜	14番	山 室 昭 憲

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

村 長	吉 良 清 一
副 村 長	児 玉 みどり
教 育 長	今 村 了 介
総 務 課 長	藤 本 哲 章
政策企画課長	野 口 幸 広
教育委員会事務局長	福 本 道 昭
建 設 課 長	笠 功 祐
会 計 課 長	飛 瀬 和 徳
健康推進課長	園 田 秀 也
農 政 課 長	下 田 朱 美
住民福祉課長	高 宮 喜美男
税 務 課 長	片 島 弘 幸
産業観光課長	今 村 洋 一
水・環境課長	今 村 隆 博
保 育 所 長	山 室 和 夫
定住促進課長	梅 田 雄 治
子育て支援課長	吉 弘 泰 彦

5. 職務のため会議に出席した者の職・氏名

議会事務局長	桐 原 恵
議会事務局主幹	佐 藤 桂 輔

開会 午前10時00分



○山室昭憲議長 おはようございます。定足数を満たしておりますので、ただいまから令和5年第2回南阿蘇村議会定例会を開会いたします。一同、その場に御起立をお願いいたします。礼。着席をしてください。会議を始める前に議長からお願いを申し上げます。マスクの着用については、個人の判断に委ねます。発言される場合は、マスクを外し、マイクを使って御発言をしてください。会議中の携帯電話は、電源を切っていただくか、マナーモードにしておいてください。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。



#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○山室昭憲議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、11番、笠野眞喜議員、12番、橋本功議員を指名します。



#### 日程第2 会期の決定について

○山室昭憲議長 日程第2会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は本日から6月16日までの5日間とし、お配りしております会期日程のとおりにしたいと思っております。これに異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 異議なしと認めます。よって、本定例会は、会期日程のとおりとし、会期は本日から16日までの5日間と決定いたしました。



#### 日程第3 諸般の報告

○山室昭憲議長 日程第3、諸般の報告。各委員長及び広域議会議員代表並びに、監査委員の報告内容につきましては、タブレットに配付のとおりです。

日程第4 報告第3号 令和4年度南阿蘇村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第5 報告第4号 令和4年度南阿蘇村簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第6 報告第5号 令和4年度南阿蘇村農業集落排水特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第 7 報告第 6 号	令和 4 年度南阿蘇村一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
日程第 8 議案第 41 号	南阿蘇村新阿蘇大橋展望所条例の制定について
日程第 9 議案第 42 号	南阿蘇村旧長陽西部小学校震災伝承館設置条例の制定について
日程第 10 議案第 43 号	南阿蘇村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 11 議案第 44 号	南阿蘇村体育館等条例等の一部を改正する条例について
日程第 12 議案第 45 号	南阿蘇村健康交流センター条例を廃止する条例の制定について
日程第 13 議案第 46 号	令和 5 年度南阿蘇村一般会計補正予算（第 3 号）の議決について
日程第 14 議案第 47 号	令和 5 年度南阿蘇村簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）の議決について
日程第 15 議案第 48 号	字の区域の変更について
日程第 16 同意第 4 号	南阿蘇村固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
日程第 17 同意第 5 号	南阿蘇村農業委員会の委員の任命同意について
日程第 18 諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について

- 山室昭憲議長 日程第 4 報告第 3 号から、日程第 1 8、諮問第 1 号までを議題といたします。それでは、提案理由の説明を村長に認めます。
- 吉良清一村長 おはようございます。提案理由の説明の前に一言御挨拶を申し上げます。梅雨に入りまして、田植えももう終わったかと思えます。今年は、立野ダムの本体工事が完了しましたので、今年の梅雨は、性能を発揮して、下流域に安心を与えるものと思えます。また、7月15日には、待望の南阿蘇鉄道の全線開通また、熊本県が進めます震災ミュージアムがフルオープンいたします。震災前のにぎわいを取り戻すべく、しっかりと取り組んでまいりたいと思えます。本日から6月議会の開会でございますが、今日の一般質問では、9名の方が質問をされております。南阿蘇が誕生しまして、初めての最高、多くの方が質問していただいております。活発な議論が交わされることは、村にとりまして好ましいことでございますので、しっかりとその声明に努めてまいりたいと考えております。
- 吉良清一村長 それでは、本日議案といたしまして、上程をしておりますのは、予算繰越しの報告が4件、条例の制定改正廃止が5件、令和5年度補正予算が2件、字の区域の変更が1件、人事案件が3件、以上16件となっております。御審議いただき議決をいただきますようお願い申し上げます。それでは、各議案について御説明を申し上げます。まず、予算繰越しの報告案件です。報

告第3号、令和4年度南阿蘇村一般会計繰越し明許費繰越し計算書の報告についてであります。これは、令和4年度南阿蘇村一般会計補正予算、第9号、第10号で、計上しました、繰越し明許費のうち、2款総務費の熊本地震に係る地籍調査再調査事業3,308万8,000円、それから3款、民生費の自治公民館等再建支援事業、3,018万3,000円。6款農林水産業費の旧両併小学校改修事業、4,410万円をはじめ、7款、商工費の立野駅周辺整備事業、4,170万7,000円、8款土木費の橋梁補修事業2,960万円、10款、教育費の防災拠点の設置、及び、災害時相互支援対策構築事業、2,381万9,000円など、全31事業、総額5億2,133万6,500円について、いずれも令和4年度内に事業が完了しないことから、令和5年度執行に係る事業費の繰越し計算書を調製したもので、地方自治法施行令146条第2項の規定により報告するものであります。次に、報告第4号、令和4年度南阿蘇村簡易水道特別会計繰越し明許費繰越し計算書の報告についてであります。これは、令和4年度南阿蘇村簡易水道特別会計補正予算第4号で、計上しました、繰越し明許費の沢津野地区水道整備事業2,262万円。中松地区水道整備事業1,694万円の2事業、総額3,956万円について、令和4年度内に事業が完了しないことから、令和5年度執行に係る事業費の繰越し計算書を調製したもので、地方自治法施行令146条第2項の規定により報告するものであります。次に、報告第5号、令和4年度南阿蘇村農業集落排水特別会計繰越し明許費繰越し計算書の報告についてであります。これは、令和4年度南阿蘇村簡易水道特別会計補正予算第4号、第5号、で計上しました。繰越し明許費の農業集落排水施設整備事業6,448万2,000円について、令和4年度内に事業が完了しないことから、令和5年度執行に係る事業費の繰越し計算書を調製したもので、地方自治法施行令146条第2項の規定により報告するものでございます。次は、事故繰越しの報告案件です。報告第6号、令和4年度南阿蘇村一般会計事故繰越し計算書の報告についてであります。これらの事業は、令和4年度において避けがたい状況により、令和4年度内に事業完了が困難であることから、令和5年度に繰越して事業を実施するものであります。事業としましては、3款、商工費の立野駅周辺整備事業の1億9,303万3,968円につきましては、基礎工事中に、大型転石やコンクリート塊など想定外の地中障害物が多量に確認されたことから、その対応に不測の日数を要したためであります。8款、土木費の小規模住宅地区等改良事業8,553万2,300円につきましては、橋梁かけかえ工事の入札不調により、工期の見直しが必要となり、橋梁への取付け道路の工事期間が確保出来なくなったこと、また、地元住民との協議による工事の中断に不測の日数を要したためであります。この二つの事業、総額2億7,856万6,268円について、

地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものであります。次からは、条例案件です。議案第41号、南阿蘇村新阿蘇大橋展望所条例の制定についてであります。本議案は、平成28年熊本地震からの復興の象徴であり、憩いの場及び交流促進施設である南阿蘇村新阿蘇大橋展望所ヨ・ミュールについて、地方自治法第244条の規定に基づき、施設の設置及び管理に関する事項を定める条例を制定するものであります。次に、議案第42号、南阿蘇村旧長陽西部小学校震災伝承館設置条例の制定についてであります。本議案は、旧長陽西部小学校が熊本県の震災ミュージアムの地域拠点として位置づけられていることから、県施設との差別化を図った上で共存していく管理運営体制を整備する必要が生じたため、地方自治法第244条の規定に基づき、伝承館の設置及び管理に関する条例を制定するものであります。次に議案第43号、南阿蘇村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本議案は、令和5年4月3日に熊本県重度心身障害者医療費助成事業補助金交付要領が改正されたことに伴い、条例の一部を改正する必要が生じたため、その議決を求めるものであります。改正内容は、これまで、一部負担金の定義に含まれなかった指定難病医療や小児慢性医療などの公費負担医療に関わる自己負担額を新たに対象とするため、所定の改定を行うものであります。次に、議案第44号、南阿蘇村体育館等条例等の一部を改正する条例についてであります。本議案は、現在、行財政改革の一つとして取組を進めている公共施設使用料の適正化に伴い、南阿蘇村使用料等審議会から答申に基づいた使用料等に変更するため、所要の改正を行うものであります。次に議案第45号、南阿蘇村健康交流センター条例を廃止する条例の制定についてであります。本議案は南阿蘇村健康交流センターの設置について規定している条例を廃止するものであります。旧長陽憩いの家の立野地区健康交流センター並びに、温泉センターウィナス敷地内の中央健康交流センターは、温泉施設の閉館に伴い、健康施設として機能していないため、この条例を廃止するものであります。次からは補正予算です。まず、議案第46号、令和5年度南阿蘇村一般会計補正予算第3号の議決についてであります。今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ1億9,612万1,000円を増額し、総額を115億7,314万1,000円とする補正予算であります。主な歳出の補正内容につきましては、総務費では、予約型乗合タクシー事業などにより、3,502万6,000円の増額、民生費では、エネルギー食料品価格等の物価高騰対策事業として、低所得者世帯支援事業及び、LPガス使用世帯への支援事業などにより、8,004万4,000円の増額、衛生費では、省エネ家電製品等購入促進事業などにより、1,053万6,000円の増額、農林水産業費では、経営発展支援事業、農業資材等緊急対策事業、緊急自然災害防止対策事

業などにより、6,953万3,000円の増額、土木費では、村道改良事業、土地購入費などにより、550万円の増額、災害復旧費では、三王谷川農地復旧事業などにより、1,550万円の増額となっております。主な歳入補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの増に伴い、国庫支出金を1億410万9,000円の増額、物価高騰対応生活者支援交付金、経営発展支援事業補助金などの増に伴い支出金を4,591万7,000円の増額、それから黒川地区水路改修事業の緊急自然防止対策事業債の増などによる、村債が2,780万円の増額により、財源の確保を行ったところであります。次に、議案第47号、令和5年度南阿蘇村簡易水道特別会計補正予算第1号の議決についてであります。今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ2,300万円を追加いたしまして、総額を4億1,615万5,000円とする補正予算であります。補正内容につきましては歳出で沢津野作為周辺整備設計及び認可変更業務委託を1,000万円の増額、沢津野地区水源地作為工事700万円の増額、また、中松地区新設配水地造成事業を600万円増額しております。歳入につきましては、過疎対策事業債及び簡易水道事業債による村債を2,300万円の増額により財源の確保を行ったところであります。以上が補正予算に関する提案理由の説明であります。次は、議案第48号、字の区域の変更についてであります。本議案は、県営乙ヶ瀬地区土地改良事業の換地処分に伴い、大字長野地内の字の区域を変更する必要があることから地方自治法第260第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。次からは人事案件です。同意第4号、南阿蘇村固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてであります。本件は、固定資産評価委員の任期満了に伴い、地方自治法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。同意を求める方は、工藤キョウコ氏、松本敬二氏、中山良一氏の3名の方でございます。工藤氏は、住所が南阿蘇村大字久石2559番地1、生年月日は昭和30年10月21日の67歳。松本氏は住所が南阿蘇村大字一関815番地1、生年月日は昭和36年12月8日の61歳。中山氏は住所が南阿蘇村大字立野782番地、生年月日は昭和30年4月22日の68歳でございます。任期につきましては、3年となっておりますので、令和8年3月31日までとなります。御理解をいただき、御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。次は、同意第5号、南阿蘇村農業委員会の委員の任命同意についてであります。本件は、農業委員の任期満了に伴い、農業委員会に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものです。同意を求める方は、議案書に記載の19名の方となります。任期は令和5年7月20日から令和8年7月19日までの3年間となります。御理解をいただき、御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。最後に、諮問第1号、人

権擁護委員候補者の推薦についてであります。本件は人権擁護委員の任期満了に伴い候補者として村長が推薦する者について人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の御意見をお伺いするものでございます。推薦する方は、荒牧幸吉氏でございます。荒牧氏は、住所が南阿蘇村大字河陰1521番地1、生年月日は昭和25年7月22日の72歳でございます。議会の御意見をちょうだいいたしました後に、村から推薦いたしまして、法務大臣から委嘱を受け3年間お勤めいただくこととなります。御理解をいただき、同意をいただきますようお願い申し上げます。以上、提案理由の説明でありました。御理解をいただき、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。



### 日程第19 一般質問

- 山室昭憲議長 日程第9、一般質問を行います。発言の通告があつておりますので、これより順に質問を許可します。質問される方は、要点を簡潔にお願いをいたします。答弁される方は、質問内容についての的確に答弁をお願いをいたします。なお、質問時間は、1人20分以内となっております。御承知をお願いします。4番、河内克也議員。
- 4番河内克也 4番、河内です。議長の許可をいただきましたので、質問を行います。今回も、2問ありますので、議長、一問一答方式の許可をお願いいたします。
- 山室昭憲議長 はい、許可します。
- 4番河内克也 ありがとうございます。またこれは、事前に議長の了解をいただき、今回も質問補助資料を作成し、サイドブックに掲載していただいております。今回も資料を活用しながら、簡潔簡明な質問にします。それでは質問に入ります。1問目は、放課後児童クラブ、いわゆる学童保育についてです。今、人口の急な下り坂を前に立ちすくんでいる日本政府は、維持元の少子化対策の試案を打ち上げました。そして4月、子ども家庭庁を発足させました。異次元とうたう少子化対策を掲げた国ですが、その中で、保育、重要な保育政策に目を向けたとき、今、全国の保育の現場では、さまざまな問題が表面化しています。我々、村民の代表である議員、地方公共団体、自治体は、全国共通の課題プラス村の課題について、今何を議論し、何をすべきでしょうか、何を改善すべきでしょうか。新聞の特集記事、テレビの特別番組を見ながら、全国共通の課題について、自分なりに自問自答してみました。自分の考えた課題については補助資料Aのほうです。Aのほうの上のほうにちょっとまとめさせていただいております。村の宝、子どもたちのことを考える保育行政とは何なのか。今大事なことは、私の答えは、課題を捉え、子ども目線で、親御さんの要望を聞き、現場感覚に即し議論することだと考えております。保育政策の中で、

村営放課後児童クラブ、学童保育は、子育て世帯が安心して働き続けていくために、重要な役割を果たしています。今、自治体間、生き残り競争の中、村は安心して子どもを産み育てることができる社会をつくることをそして、子ども目線で、保護者のニーズを把握し、学童保育のさらなる充実、質の向上を図ることが求められています。そこで村長にお尋ねいたします。村外施設の状況、現状はどうか。設置運営基準をもとにして、定員スペースへの対応、1人当たりのスペースは十分か待機児童の有無、待機児童はいるのか、いないのか。利用したいと思う親御さんのニーズに対応出来ているのか。現場で頑張っておられる支援員、先生方の働く環境はどうか。村内施設の現状をお尋ねするとともに、参酌基準への考え方をお聞きいたします。参酌基準という言葉は余り聞かれていないかもしれませんので、補助資料を御覧ください。真ん中から下の太字でちょっとまとめています。参酌基準とは、定員、職員数と国は、従うべき基準から3項参酌すべき基準に変更しております。地域、村の実情に応じて異なる内容を定めることを許容ある程度許し、地方、村に判断を委ねております。これが参酌基準です。第2に、今からお聞きする現状を踏まえ、認識した上で、学童保育のさらなる充実、質の向上のためには、繰り返しになりますが、保護者のニーズ把握、学童保育への希望を聞くことが大事です。ニーズ把握の方法と今後の運営計画について、村はどう考えているのか、伺います。以上です。

○山室昭憲議長 吉良村長。

○吉良清一村長 ただいまの質問事項であります。放課後児童クラブ健全育成事業のさらなる充実、充実についてをお答えをいたします。放課後児童クラブは、児童福祉法第6条の3の2の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、家庭にかわる生活の場を確保し、適切な遊びや生活の指導指導を行うことにより、児童の健全な育成を図るとともに、保護者の仕事と子育ての両立を支援することを目的としております。まず、質問要旨の1、村内3施設の状況設置運用基準、これは定員とかスペースへの対応、待機児童の有無、支援員の働く環境等などと、参酌基準への考え方についてという御質問でございますが、本村では、平成26年に放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例を制定し、施設の運営を行っているところであります。施設につきましては、村営の放課後児童クラブとして、現在、3クラブ、4単位の学童を運営をしております。定員は、本年4月1日現在で、白水放課後児童クラブがこれが定員が80名で64名の利用登録です。久木野放課後児童クラブは、定員が50名ですが、ここは53名の利用登録があります。であります。最後に、南阿蘇西放課後児童クラブの定員は40名でございますが、41名の利用登録があつてございます。次に、放課後児童クラブの専用区画、スペ

ースの面積でございますが、本村条例に児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上の基準がありまして、村内の全てのクラブにおいて基準を満たしているところでございます。しかしながら、新型コロナウイルス感染症対策として、密を避ける必要があることから、一部の放課後児童クラブ、これは久木野放課後児童クラブでございますけれども、利用当日の状況にもよりますが、近くの公共施設に分散をして、学童保育を実施することもありますので、今後の運営としましては、利用児童数の状況を踏まえ、必要なスペースの確保に努めてまいりたいと考えております。次に、待機児童の有無でございますが、久木野放課後児童クラブと南阿蘇西放課後児童クラブが定員を超える利用申込みがありましたので、放課後児童クラブ入所判定基準により、入所判定を行い、利用決定を行ったところですが、久木野放課後クラブにおきましては、2名が待機児童となっている状況でございます。この待機児童、2名につきましては、高学年小学6年生であるため、判定基準の優先度において、待機となった児童でございます。次に支援員の働く環境につきましては、児童クラブ支援員の配置につきましても、本村条例の配置基準に基づいて配置をしているところでございますが、特に配慮が必要な児童もいらっしゃいますので、各施設で連絡を取り合いながら、今後も、働く環境の改善に努めてまいります。次に、参酌基準の考え方についてでございますが、本村の同条例では、国の基準を基本として、制定しておりますが、今後、専用区画の基準や支援の単位等について、運営上不都合が生じる場合には、弾力的に、同条例を改正するなどを行いまして、適切に対応してまいりたいと考えております。次に質問要旨2の質の向上のための、保護者ニーズの把握の方法等、今後の運営計画について伺うという御質問でございますが、保護者のニーズは年々多様化しておりますので、適切に把握することが必要であり、保護者説明会等を開催しております。今後は、SNSなどのツールを活用したアンケートにつきましても、取組まして、保護者のニーズ把握に努めてまいりたいと考えております。最後に、放課後児童クラブの運営につきましても、全国的にも、待機児童や支援員確保などの問題がありますので、議員御指摘の内容をよく踏まえまして、よりよい放課後児童クラブの運営に努めてまいりたいと考えております。以上で答弁を終わります。

○山室昭憲議長 河内議員。

○4番河内克也 はい。4番、河内です。村長からの詳細な御答弁をいただきました。一人一人のスペースの面で基準は1.65という平米ということですが、3地区を見ますと白水地区は旧校舎で長陽旧園舎を利用され、そして今答弁にありましたように国の村営住宅を借りて、2棟借りて使われております。私も学童保育の現場を見て、子どもたちと話をし、支援員の先生方の話を聞いて

て様子を見てきました。どうしても子どもさんの中で、発達の遅い子どもさんがおられます。子ども1番のスペースが大事で、動きもあるのが当たり前です。そこで成長していきます。そこで、特に雨の日に行った場合、どうしても密になっておりました。今お話ありましたように、感染症の場合、非常に厳しい状況でした。これまた、答弁にありましたように、弾力的にですね、いろいろまた対応していただきたいと思います。補助資料の下のほうに、私の質問の趣旨は書いておりますので、もう読み上げません。今後今初めてお聞きしましたので、今の答弁内容を整理、分析して、課題についてまた精査して、今後、村の宝である、子どもたちのために、議論していきたいと思っております。以上で1問目の質問を終わります。

○山室昭憲議長 河内議員。

○4番河内克也 それでは2番目の質問に入ります。今年は早く梅雨に入りました。災害のないことをお祈りしますとともに、村のハザードマップに記載されていますように、もしもの災害に備え、私も命を守る、素早い避難と支え合いに努めたいと思います。そこで、村民の皆様を浸水、冠水から守るための中小河川の堆積度、河川に流れ、倒れた樹木、ふう倒木、護岸の破損等の対策についてお尋ねします。国は、熊本地震後、阿蘇山直轄砂防事業、砂防等堰堤整備、そして県も管理河川で計画的に竣設事業を実施していただいております。ありがたいことです。概要は補助資料にまとめております。Bのほうです。上のほうに赤で国の直轄砂防事業の概要をまとめております。そして真ん中ほどが、真ん中の写真が、県の竣設事業、久石の原尻谷川の下流です。左が2年前、私が写した写真で、右のほうは暗くて申し訳ないんですが、左のほうは、草が繁茂して堆積度がずっとあるような状況でした。付近の村民の方も非常に心配されておりました。現在が右のほうで、ちょっと暗いんですが、竣設されて、川底が見え、水の流れもよくなり、付近の村民の方も、喜んでおられます。下のほうに村内河川の状況をちょっと写真で撮らせていただいております。村でも、管理67河川において、氾濫防止対策を講じておられますが、予算の都合もあります。2年3か月、私が議席をいただいて、多くの村民から聞くのは、河川の氾濫の心配、手つかずを河川に近い、村民の不安な声を聞きます。村民の不安の声を村にも届けてきましたが、予算の都合もあります。そこで、通告のとおり、村民を浸水、冠水から守るため、第1に堤防や河道、川道、堆積、土砂堆積、樹木草の繁茂状況、護岸の破損状況等の定期の点検の実施と地域の要望把握の状況についてお聞きいたします。第2に調査後、優先度が高い箇所竣設や伐採などの必要な措置を講じるスケジュール計画について、伺います。以上です。

○山室昭憲議長 笠建設課長。

○笠功祐建設課長 建設課の笠です。ただいまの質問事項、村民を浸水や冠水から守る中小河川の堆積土砂対策等についてお答えいたします。まず、質問の要旨1、堤防や川道、下道、土砂堆積、樹木繁茂状況、護岸の破損状況等の定期的な点検の実施と地域の要望把握の状況についてですが、河川の現状把握は重要であり、職員による河川パトロールや地元区長並びに住民の方々からの情報提供により、現地確認を行い、土砂堆積や護岸の破損状況の把握に努めております。各行政からの要望をもとに、現地調査を行い、地域からの要望を公平に検討し、年次計画を策定し、計画に沿って、竣設等を行っています。また、集落内を流れる河川については、建設課の土木表示を活用して、河川内の樹木等撤去を実施しておられる地区もあり、今後も、建設課の土木費補助を活用していただきながら、地域住民の方々の協力のもと、環境活動を継続していただければと思っております。次に、質問の要旨2、調査後、優先度が高いか所の竣設や伐採などの必要な措置を講じるスケジュール、計画について問うについてですが、村では、緊急自然災害防止対策事業等を活用した村管理67河川の中で、土砂堆積や雑草、雑木の繁茂により機能を著しく阻害している河川のしゅんせつ及び、護岸整備を年次計画で策定しております。今年度は継続事業として、下野川、タカギ川、仮川の3河川について、河道掘削を実施し、氾濫防止対策を講じてまいります。また、梅雨前線や台風等の異常降雨により、護岸が被災した場合には、補助事業による復旧工事を実施することとしております。今後におきましても、国、県、村とで情報交換や要望を行いながら、事業の推進を図り、安全安心な村づくりを進めてまいります。以上で答弁を終わります。

○山室昭憲議長 河内議員。

○4番河内克也 4番、河内です。笠課長の答弁の中で、河川の現状把握は重要であり、河川パトロールを実施しており、地域の要望を公平に検討し、年次計画を策定し、計画に沿って、竣設等を行っているとのことと安心をしております。私も地域に帰って、その旨伝えていきたいと思っております。それから、笠課長の答弁で、予算面では厳しいんですが、厳しい中、緊急自然災害防止対策事業、防止対策事業債ですね。あるいは、緊急新設事業推進事業債、この地方債、充当率は100%、算入率は7割の地方債を活用して、事業を進めておられるようです。住民の命を守るため、そして、住宅、農地、ハウス等が被害に遭わないよう、計画的な事業推進を要望をお願いしまして、質問を終わります。以上です。ありがとうございました。

○山室昭憲議長 以上で、4番、河内克也議員の質問を終わります。続きまして、3番、坂田正也議員。

○3番坂田正也 はい、3番坂田です。議長の許可をいただきましたので、質問

します。吉良村長は、三つのK、環境、活力、暮らしを政策の柱として取り組まれています。その中で、高齢者への政策として、いつまでも元気な高齢者をキャッチフレーズに、これから増える交通弱者や買物弱者へ配慮した施策に取り組むと言われます。が、具体的にどのような取組なのかお伺いします。令和5年4月現在、南阿蘇村では、65歳以上の高齢者は、4,389名で、全人口の43%になっています。そして、5年後の令和10年には48%、また10年後の令和15年には高齢化率が53%まで推移します。私は令和3年6月定例会の一般質問で、買物弱者への支援をお願いしています。今回は、より効果的な内容であるのか、お伺いします。以上です。

○山室昭憲議長 吉良村長。

○吉良清一村長 ただいまの質問でございます。交通弱者や買物弱者へ配慮した施策について、これにつきましてお答えをいたします。質問の要旨、高齢者への政策として、交通弱者や買物弱者に配慮した施策について具体的な取組についてでございますけれども、現在、高齢者をはじめとする交通弱者の外出機会の確保と支援を目的に、予約型乗合タクシーの運行を行っておりますが、令和2年第3回議会定例会におきましては、今後乗合タクシー事業の運営については、交通インフラの復旧に合わせ、廃止を検討し、別の運行方法の検討を行っているとして申し上げておりました。しかしながら、乗合タクシーがあるか、乗合タクシーの利用者から、乗合タクシーがあるから免許返納を考えていた、あるいは、自分たちが昼間は仕事で、送迎が出来ないため、両親の病院通院のための交通手段として利用してきたなど、利用者から、乗合タクシーの存続を求める声が多く、しかも多く寄せられてきました。本年7月の15日には、南阿蘇鉄道が全線で運転を再開しまして、中松駅から立野駅までの公共交通手段が確保される場所ではありますが、乗合タクシー利用者につきましては、70歳以上の高齢者の利用が約90%を占めておまして、ゆるっとバスや南阿蘇鉄道のルートから離れた地域に住んでおられます高齢者におかれましては特に必要な、公共手段と交通手段であると考えております。そのため、この定例会この6月の定例議会におきまして、事業継続に係る補正予算、補正予算案を上程させていただいているところであります。この乗合タクシー運行事業につきましては、他の運行方法、も検討を比較検討を行いました。ほかの自治体がよくやっております、タクシー券、タクシー券を配付した場合の試算も行いましたけれども、乗合タクシーのほうが利便性、それから財政的な面からも、有効な手段の結論に至りました。運行時間を見直すことによりまして、利便性をさらに向上させまして、利用者を増やすとともに、南阿蘇鉄道などの他の運行事業者と連携をしまして、交通網を構築してまいりたいと考えております。また、買物弱者についてでございますが、議員御指摘のように、これ

から団塊の世代が後期高齢を迎えまして、こうした交通弱者あるいは買物弱者がもう増えることはもう当然であります。この村としましても、この買物弱者の課題を重く受け止めております。現在、住民福祉課のほうで、移動販売により、支援を行えないかということを検討をしております。今年度中をめどに、移動販売業者の選定、販売場所及び販売ルートの確保、そしてまた移動販売にどれだけの経費がかかるか、これを今選定作業を進めております。この方法が有効であるという判断をいたしましたら、この実施する方向で進めていきたいと考えております。以上で答弁を終わります。

○山室昭憲議長 坂田委員。

○3番坂田正也 はい。3番坂田です。ただいま交通弱者への御答弁をいただきましたが、買物弱者への答弁がまだ抽象的で、もっと具体的な方策があれば、担当課長に再度お伺いいたします。詳しくお願いします。もう少し、

○山室昭憲議長 高宮課長。

○高宮喜美男住民福祉課長 おはようございます。住民福祉課の高宮です。先ほど村長がおっしゃられたとおり今の段階では、移動販売における業者の選定等を行っているところであります。業者が決定次第販売場所、販売ルート等の策定に入り、その後、必要経費等が幾ら可能かを算定して本年度中をめどに、予算化が出来たら、いいなと考えております。以上で答弁を終わります。

○山室昭憲議長 坂田議員。

○3番坂田正也 はい。3番坂田です。御答弁ありがとうございます。しかしながら高齢者への今後の施策の取組は、待ったなしの状況にあります。より効果的な取組を真剣に、お願いをして、私の一般質問を終わります。以上です。

○山室昭憲議長 以上で、3番、坂田議員の質問を終わります。続きまして、12番、橋本功議員。

○12番橋本功 議長2問の質問事項がありますので、一問一答の許可をお願いいたします。

○山室昭憲議長 はい、許可します。

○12番橋本功 ありがとうございます。それでは、通告に従いまして、一般質問をいたします。今回の質問は、1項目、人口減少、少子化対策の継続可能な課題等について、2項目、農業みらい公社経営についてであります。過日、小淵優子少子化対策担当大臣の講演を聞きました。少子化は、日本経済の根底を揺るがす深刻な問題である。危機感ばかりが募る中、政府や企業は働く女性の育児支援や未婚化の解消などについて、有効な対策を打ち出さずにいる。今の政権は少子化という言葉を超えて、子ども、子育てということを使うことが多いので、少子化に対する世の中の意識が何となく下見になっている期間があると指摘されました。御承知のとおり、我が国は人口減少社会

に突入しており、もっとも高齢化が進んだ先進国であります。本村では、人口の43%が65歳以上という、超高齢化時代を迎え、医療、福祉、介護のサービス保障の在り方にも改革が必要になっています。同時に、少子化対策も急がなければならない重要なテーマであり、近隣の課題だと考えます。しかしながら、人口減少、少子化という大きな波は、一つの村の力だけでは、場ができるものではなく、国、県の後押しが必要であると考えます。そこで、村長にお伺いします。1点目は、人口減少、少子化対策についてであります。子育て支援のみならず、教育環境の充実など、さまざまな政策を結集して、少子化対策を押し進めておられますが、あまり効果があらわれないと考えられます。南阿蘇村エンゼルプランは、即効性のある斬新的なプランにすることが大切であると思いますが、どのようなプランをお持ちでしょうか。国におんぶに抱っこでは、前に進むことはなく、本村から少子化対策の事例を目指すぐらいの熱意と覚悟がないと出来ません。村長の強い信念があるなら、よい結果が生まれると思います。施政方針では、子育て環境の整備、教育環境の充実、移住定住促進など、人口増を意識した政策を進めると表明しておられます。人口減少、少子化対策について、南阿蘇村を預かる責任者として、どのような取組を考えておられるか、村長の御所見をお伺いいたします。2点目は、企業誘致についてあります。少子高齢化の進展、そして人口減少などの大きな課題に直面する。本村は、企業誘致、産業振興などはなく、行政の方向は、先輩方が培った財産売却に力が行っている感がします。マニフェストの誰もが住みたい、住み続けたい住宅は、空き家が増えて、政策の三つの柱は揺らいでおります。人口減少対策というもう一つの柱が必要不可欠ではないでしょうか。高齢者は生き生きと全ての村民が幸せを感じる暮らしを共に支え合う実現は乏しいのです。私は、県と一体となり、企業誘致や産業振興を進めていくべきと考えます。菊陽町、大津町は、TSMCの企業誘致で、社員や家族による人口増加が見込まれて、多くのマンション建設を見受けます。また、西原村は、企業や東海大学の学部の学生が増えて、アパート建設住宅が増加しております。こうした光景を見ると憧れてしまいます。しかし、それでは、隣接の町村に追い抜かれて隣に聞かずとも、遅れは一目瞭然であります。村長も御存じのとおり、人口は1万人を割るところまできております。人口増加を意識した政策を進めることのことですが、どのような施策を講じられているのでしょうか。住宅環境整備について、本村では、土地開発公社を立ち上げ、新たに区画整備事業に取り組むことも考えられますが、企業誘致や産業振興、住宅用用地等に、県と連携して、誘致出来ないかお聞かせください。以上で1項目の質問を終わります。

○山室昭憲議長 吉良村長。ただいまし、御質問であります、人口減少と継続可能な対策等についてお答えをいたします。まず人口増に向けました。政策でご

ございますが、村民の人口流出を防ぎ、移住者の確保を目的とした、村独自の施策の一つとしまして、令和元年度より、子育て世代向け賃貸住宅の建設に対する補助を行っております。令和4年度は3,900万円、15件を補助しております。令和5年度におきましては、予算計上6,000万円を確保しまして、20件分の事前協議の協議書の提出がっております。この賃貸住宅以外にも、空き家空き地バンクにも取り組んでおりまして、これまでに143件の契約を成立させております。しかしながら本村への移住を希望される方々が285世帯とまだまだ多く登録物件に対して、空き家物件が少ない、移住希望者に対して足りないという状況でございます。今後も、空き家物件の掘り起こしを行いますと同時に、子育て世代向けの賃貸住宅の建設に対する補助を可能な限り、充実させまして、移住者の確保につなげていきたいと考えております。総務省が進めております、地域おこし協力隊の採用も積極的に取り組んでおりまして、現在23名の隊員が移住定住プロジェクト業務等の各プロジェクトに携わっております。これまで受け入れ隊員数は40名でございます。退任後に定住した、協力隊員は12名、で企業、補助金を活用され、飲食店などをお起業された方もいらっしゃいまして、定住率が70.5%でございます。全国平均は、ちなみに65%でございます。また、村の主要産業であります農業につきましては、一般社団法人南阿蘇村農業みらい公社を設立しまして、担い手の確保、育成に取り組んでおり、後継者などの定着定住も担っているところでございます。商工業の継承につきましても、商工業を営まれている方々がさらなる経営の安定化につながるよう、中小企業利子補給制度の運営、後継者の育成、支援を行いますと同時に、地場産業の振興を図るため、地域ぐるみで、地産地消ネットワーク、地産地消ネットワーク化を進めるほか、観光や地域連携交流事業等を組合せた地域活性化策に、取り組んでまいりたいと考えております。次に、少子化対策につきましてもお答えをいたしますけれども、6月7日の毎日新聞に掲載されておりましたが、2022年の1人の女性が生涯に産む子どもの数を示す合計特殊出生率が1.26で過去最低という記事がございましたけれども、本村の合計特殊出生率は、これを少し上回っております。1.50となっております。しかしながら、これに、あまみずることなくさらなる高見を目指して、少子化対策に取り組んでいかなければならないと考えております。本村の少子化対策につきましては、令和2年3月に策定をいたしました第2期南阿蘇村子ども子育て支援事業計画に基づき、妊娠、出産、育児と、切れ目のない対策としまして、出産祝い金の支給や乳幼児から高校生までの医療費の無償化、第三子以降の子が、第三子以降の子が万3歳となった際のお祝い金としまして、20万円を支給しております。また、放課後の子どもの居場所づくりである学童保育の運営、さらに、出産や子育てに関する心の

ケアの支援、小中学校入学時のランドセルやかばんの支給、給食費の半額補助など、子どもの成長段階に応じて、保護者の経済的負担等を軽減する施策をとっているところでございます。また、結婚の推進も必要かと今考えますので、結婚を推進する事業につきましても、今後、取組を考えているところでございます。今後につきましては、国が策定中であります、次元の異なる少子化対策の具体的な策定を受け、村の将来を担う子どもたちと保護者が安心して暮らせる村づくりを推進してまいります。次に要旨2、企業誘致が必要と考えるが、県と連携して誘致出来ないか問うについてお答えをいたします。企業誘致につきましては、本村におきましても、誘致に向けまして、熊本県企業立地課、熊本県誘致企業連絡協議会、台湾領事館などと情報を共有しているところでございます。具体的には、村有地や遊休施設となっている物件の調査に加え、本村に企業が進出した場合の固定資産税の減免制度を既に整備を行っております。今後は、各課に職員を選出していただき、連絡協議会などを設置をしまして、組織体制の強化など、企業誘致に向けた村の情報充実に努めてまいりたいと考えております。以上で答弁を終わります。

○山室昭憲議長 橋本議員。はい橋本です。村の状況は、よく分かってきました。ところが、なかなか課によっては厳しい面もございまして。村長お願いがございまして。住宅ですね、公営住宅に入ってる子どもさんたちもおられます。しかし、所得がね、年々変わってきます。すると所得が高いから、もう、住宅入居はもうちょっと適していないということで、出される場合もあります。こういう、こういうことが事例が起きてましてですね。子どもさんたち、家族が引っ越しをしないといけないということですね。こういう私たちが1番大事にしている。子どもさんたちが、もしも少なくなった場合には、学校も複式になるんじゃないかなという心配もございまして。したがってですね、そういうことを考えてみますとですね、ある程度の家賃の問題制度っていうのを再度考えるべきじゃないかなと思っております。そこで私村長に御提案をしたいと思っております。先ほど村長のほうからも言われましたように、結婚の問題あるいは子ども出産の問題のお話もありました。そこでですね、新婚家庭家賃補助のですね、補助制度とか、これは子育て世帯公営住宅優先入居制度っていうのを取り組むことは出来ないかという考えを持ちましたけれども、いかがでしょうか。

○吉良清一村長 それではただいまの質問にお答えしますが、家賃につきましてはですね、今の家賃条例である程度の所得があれば、適さないという規定がございまして、そこら辺はこれからまた見直して、どうしたらいいかをですね、検討したいと思っております。また新婚世帯に家賃の補助という制度も今お聞きしましたので、今後どういうふうに進めたらいいのかをですね、考えてみたいと思っております。

○山室昭憲議長 橋本議員。

○12番橋本功 はい。是非御検討をお願いいたします。以上で、1問の質問は終わります。次に、よろしいでしょうか。2項目は、農業公社経営についてお尋ねします。農業は本村の基幹産業で、村の発展には、農業が元気でなければ、ならないと考えますが、農業の取り組む農業を取り巻く経営環境は、農業構造の大きな変化や担い手農業者の高齢化の進展、それに、耕作放棄地の増大などが、解消するためには、担い手の育成確保の農業の活性化を図ることが必要不可欠であります。さらには、生産者米価の低価格による農業所得の減収など農業は衰退の一途をたどっているのが現状だと思えます。こうした中で、南阿蘇村農業みらい公社は、農業振興を図るためには、新規就農者の育成、及び定着化を目指すために、栽培技術、農業経営を学んでいくには、実技が重要であります。規約になっている感がいたします。そこで質問をいたします。1点目は、農地バンクについてです。農地バンク制度は、農地所有者の方々に、登録農地の貸し借りは、地域活性化に1着、買っており、政府が2014年度から実施した制度であります。都道府県の第三セクターで、運営する農地中間管理機構は不要となった農地を借受け、必要とする点、人に転嫁します。地域の農業を活性するとした農業みらい公社でも、農地バンクは、777アール借受けたとしてあります。事業計画では、令和4年度は10ヘクタール、到達出来ずに未達成であります。令和5年度、10ヘクタールとなっております。令和6年度から30ヘクタールは、公社で直接管理するとあります。さらに、令和6年度から、既存担い手、新規就農者10ヘクタールから最終、令和13年のは240ヘクタール、農地を借りて貸し出すとのことですが、農地バンクについて、現況を伺います。2点目は、そば価格補填事業見直しについてです。農家への救済策として、令和2年から3年度は、1袋22.5キログラム以上、3,000円、令和4年度は1,500円。令和5年からは0円。つまり、過去、補填を廃止するとなっております。村長は熊本地震以降、水田の畑地畑地化支援を打ち出してそばの作付けを推奨しました。補助事業は、遊休農地の解消につながっているものと考えております。この支援で約150世帯の生産農家となり、有効な水田活用が導いたのです。私も農業に関与した身でありますので、価格補填の廃止は、農家の例酷な仕打ちに、胸が痛みます。そば栽培は、気候の影響を受けやすく、台風、大雨、有害鳥獣、湿地帯等の被害を避けることは出来ません。補助や栽培場所費目によっても大きな違いがあります。また、物価高騰などの影響もそば農家に追い打ちをかけています。交付金の見直しにより、定作を進める農家は少なくありません。こうしたことから、単価の安いそばは、交付金がないと利益を出すのが難しいとされていますので、農業経営の継続、安定を図っていくことが重要であり、支援策を考えておられるか、村

長の見解をお聞かせください。3点目は、農作業受託業務についてです。そば価格補填事業は、当初、農業法人久木野が、刈取りから、乾燥調製を行い、販売はあそ望の郷、そば道場が運営されていました。その後、令和3年から農業みらい公社に引き継がれて、生産農家は、農業みらい公社に委託となりました。農業みらい公社の目的は、担い手の育成です。そば生産農家の仲買人ではありません。担い手育成は、農業公社で3年間栽培技術を習得したら、独立を目指すとしています。農家は一生懸命働き苦勞して生産したそばであります。農業みらい公社は仲買人は、受託事業として、仲介料で、10アール当たり4,236円の利益を出す。収益減収量は農家任せの事業であり、生産農家にそば部会を発足させるべきではないでしょうか。農業公社事業と異なり、担い手農家育成に取組に弾みが見つからないと思われませんが、そば販売に関わる必要があるのかをお伺いいたします。以上で、登壇の質問を終わります。

○山室昭憲議長 吉良村長。

○吉良清一村長 それでは、ただいまの質問に、ついてお答えします。3点ございましたので一つずつお答えいたします。まず農地バンクにつきましてですが、令和4年の目標が10ヘクタール、令和5年度の目標が10ヘクタールとなっております。達成出来ない、今後達成できるのかという質問でございます。令和3年の10月に農業みらい公社を設立をいたしまして、事業達成のために、農業機械を導入する予定でございましたけれども、世界的な半導体不足などによりまして、納品が遅れております。そのため、予算を繰越しまして、本年8月にトラクターを2台、それから、ハイクリアランス管理機、ロータリー刈地ウイングハロー、リバーシブルクラウ乗用水田除草機、施肥播種機、そば用コンバインこれらをそれぞれ1台、リース契約にて導入することとしております。令和4年度の農地管理におきましては、令和4年度では、公社では、管理用の機械を所有しておりませんで、村内の農家から機械を借用しまして、農地を管理してきました。また、公社に管理を依頼される農地、管理を依頼される農地につきましては、議員も御承知のことと思いますが、地元の農家でも引受け手がないほど、補場条件が非常に悪く、そうした農地が多いこともあり、しかも、機械を所有しないで管理していたところがございます。そのために、目標10ヘクタールに対しまして、7.7ヘクタールに目標値には届いていない状況でございます。令和5年度は、完了機械の導入が完了するとともに新規就農プロジェクト地域おこし協力隊、その他委員が5名から9名へと増加することもありますので、管理できる環境が整うものと考えており、目標達成に向け努力をしてまいります。また、南阿蘇村で農地を借受けて、ハーブやニンニクなどを栽培したいという民間企業からの相談もあつておりまして、公社で農地を仲介するなどしまして、荒廃農地の減少に向け、取り組んで

まいりたいと考えております。次の質問の2番目でございますが、そばのことも、質問にありましたけれども、ここでは、農業経営の継続安定を図っていくことが重要であり、支援策は考えておられるかという質問でございましたので、そばに限らず農業全般についての支援策について述べさせていただきます。農業を取り巻く環境は、担い手不足、農畜産物価格低迷、資材高騰などにより、大変厳しい状況であり、本村としましても、こうした状況を憂慮し、農業経営の継続安定のために、対策を講じてきたところでございます。村では、高収益作物の振興とともに、土地利用型作物の振興も行っております。まず、高収益作物振興としましては、施設園芸作物振興に努めておりまして、村単独で施設園芸補助事業、施設園芸補助事業といえますのは具体的には、ハウスの導入や冠水施設整備に対する補助でございますけれども、これは今後とも続けていきたいと考えております。また、有機農産物生産振興としましては、長陽地区をモデル地区として、県補助事業である、有機農業環境整備モデル事業におきまして、機械導入等整備を図り、高付加価値、農産物の推進支援に取り組んでいるところでございます。一方、土地利用型作物振興につきましては、主に水稻やそばの作付が行われておりまして、水田に作付られる水稻、資料作物、そばなどにつきましては、国の経営所得安定対策事業におきまして、戦略作物助成金が交付されております。それで、その交付金を農家がスムーズに受けられるよう、体制を整えているところでございます。また、村では、農業土木補助金のほか、農地集約促進事業を行っておりまして、本年度からは、畑地耕作促進事業を創設いたしました。これらの事業につきましては、令和5年4月号の広報紙に周知を図っているところでございます。農業振興全般に関しましては、一般社団法人、農業、南阿蘇村農業みらい公社を設立をいたしまして、担い手の確保、育成に努めているところでございます。また、スーパー中山間地域創生事業などを活用しまして、稼げる農業の実践活動としまして、有機栽培、関係人口拡大、特産品開発などにも取り組んでおります。また、村独自の研修制度であります南阿蘇村農業研修生受け入れ協議会におきましても、担い手確保、育成を推し進めているところでございます。畜産農家に対しましては、家畜導入助成金や予防接種助成金など、畜産経営安定に取り組んでおります。あわせて、農業用機械等の導入に際しましては、国の補助事業等の周知を図りまして農家が有利に活用していただけるよう、手続支援などを行いまして、お手伝いをしているところでございます。今後も、国県の補助事業を積極的に活用するとともに、村単独事業におきましては、企業版ふるさと納税などを財源に、農業経営の継続安定を図ってまいります。3番目の農作業受託業務について。そばの刈取り、乾燥調製販売を行っているのは、農業公社事業と異なるため、担い手の育成に弾みがない、そばの販売に関わることが必要

なのかという質問でございます。南阿蘇村農業みらい公社の定款、定款の第3条には、農業後継者育成事業、その他、農業構造の改善に資するための事業を行うことにより、農業生産性の向上を図り、地域農業の発展と地域社会の活性化に寄与することを目的とすると定めております。さらに、定款第4条におきましては、目的達成のため、そば買取り及び関連の受託事業などに取り組むこととしております。このようなことから、そばの刈取り、乾燥調製販売を一体として、管理運営を行っており、販売先との協議調整など、販売にも関与しているところでございます。現在公社では、村内で生産される全ての側の買取り及び関連受託作業事業を行っております。仮に生産者の中で公社以外の企業などと契約をしまして、独自に販売を希望されるという場合は、調整等が必要になってくると思います。そういう方で生産者でまとまって、ほかの他の公社以外の企業などと取引をしたいということであれば、これは自由にできるものと考えております。今後はそば農家の御意向を確認しながら、よりよい方向で進めてまいりたいと考えております。なお、南阿蘇村村さんのそばは、ほかにはない、ほかにはない在来種でございまして、東海大学農学部と連携をしながら、在来種の特性の調査を行っております。令和4年度におきましては、主な取引先のそばの販売価格は1キロ、100円程度でございましたけれども、少量ではございますが、在来種の特徴をPRしたことによりまして1キロ400円以上で販売したという事例もございます。在来種であるという有利性を最大限にもう生かしまして、今後とも少しでも高く、そばが販売できるよう、努力をすることによりまして、生産者の所得向上につなげてまいりたいと考えております。以上で答弁を終わります。

○山室昭憲議長 橋本議員。

○12番橋本功 はい、私が質問だけじゃなくてそれ以上のこと、答弁をしていただきました。1番ですね、村長大事なことは、農業公社をですね、どうやって育てていくかなんですよ、先ほど村長もう9名と協力隊は9名というお話がありました。で、これだけのですね、研修生を受け入れてですね、どなたが指導しているのか、期間はですねたった3年です。で3年間で、担い手の育成をしないといけない、ところがですね、農業っていうのは、3年でできるものじゃないんです。1番村長大事なことなんですよ、これに、農業公社に集中していただきたいとそれが大事なんです。そんなそのそばの販売、仲買人なんかやっとなってどういったことするかということです。これが1番ですね、村長、大事なことで、それ以上にですね、担い手の育成をやらないといけないんじゃないかなって、先ほど村長おっしゃられました。その7ヘクタール、ですね、目標は10ヘクタールなんです。その10ヘクタールがまだ出来ていないんです。今年度でまた10ヘクタールで20ヘクタールは、今年度はもう加工し

ないといけない。来年度はもうまた10ヘクタールだから30ヘクタールを確保しないとけないんです。研修生をおくらないといけないんですよ、それがですね、7ヘクタールぐらいの面積でどうしておけることができるかと、これが1番村長心配するところでございます。大きな仕事を手を広げてやることも大事ですけども、村長が責任を持ってやるんだというですね、ことをおっしゃられておりますから、これに私たちも一生懸命なって村長ついていかないといけない。それが出来ていないんですよ村長。多額の金を今投資しているんです。多額の金を投資しているのがですね、水のあわになってはいけないと思うんです。真剣にこれは取り組んでいただきたいと思っております。それともう一つですね。今そば農家ですね今、先ほどですね村長1キロが400円というお話をいただきました。で、本当にその1キロ400円ですねそば農家はですね、生産がたっていつているのかと、そばでですね仕事が本当に出来ているんだろうかって、その辺りは執行部の皆様の計算をされたんでしょうか。今、収益がそば農家で10アール当たりどれくらいあってですね、どれくらいですね、マイナスが生じているのか。プラスが生じているのか。そういうことであればですね、プラスになっておればですね私は、その補填は必要ないと、確かに見ます。しかし、マイナスになっておればですね、これ村長、補填をしてあげないと農家はかわいそうですよ。農家もですね生活をしないといけないんですから、再度お尋ねします。

○山室昭憲議長 吉良村長。

○吉良清一村長 お答えします。幾つかの質問がありましたので、公社につきましてはですね、そばの販売ももちろん行っておりますけども、公社の目的は、人材育成とそれから、荒廃農地の減少でございますので、それをまず主眼とおきまして、これからも、その目的に向けしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。それからそばにつきましてはですね、これは比較表を以前、どうか分かりませんがそばがいかに短時間で、収益が上がるかという資料も作成しております。また後ほどお見せしますが、短期間でですね、少ない労働時間で、収入が上がりますので、有利な作物と考えております。儲からないから支援してくれという考えではちょっと、行政としてもですねそういうことは出来ませんので、そばの生産者でしっかりと儲かるような経営をやっていただきたいというふうに考えております。

○山室昭憲議長 橋本議員。

○12番橋本功 村長。もうかるとかそういうのではありません生活が出来ないといけないと農家が設けてくれりゃないんです。農家が生活ができるようにしてあげたいと、これが大事なことです。それを村長に理解していただければと思います。それからですね。私が何でこんなにですね、しつこく言う

かと言いますとですね。村長、農業組合法人ですね、阿蘇くまもとファームという、今年の7月にですね、倒産をいたしました。これも同じその村長、この公社なんです。自分の近くにいる公社がこの用地で倒産をしているんです。だから本当に真剣に取り組まないとですね、大変なことになりますということを村長お伝えしてから私の質問を終わります。

○山室昭憲議長 以上で12番、橋本功議員の質問を終わります。これで休憩をいたします。

再開を11時35分に再開いたします。よろしく申し上げます。

-----○-----

午前11時30分 休憩

午前11時35分 再開

-----○-----

○山室昭憲議長 再開いたします。続きまして、7番、今村竜喜議員。

○7番今村竜喜 7番今村です。議長の許可がおりましたので、一般質問を行います。議長質問事項が2問ありますので、一問一答方式での許可をお願いいたします。許可します。それでは1問目、南阿蘇鉄道7年3か月ぶり、全線開通に向けての取組について質問します。中松から立野までの区間は昼間に限って試験運行の列車が往来をしております。南阿蘇鉄道のトロッコ列車は、観光客向けにウィズコロナ、アフターコロナの中でも、業績を伸ばすことは予測できることと思います。JR肥後大津駅への乗り入れで、通勤、通学への立野駅で乗換えが減ったことは、利便性の面から非常によかったと思います。新築された立野駅は地域交流施設としての位置づけであり、今後その活用については、地域住民が主体となって取組、行政がどこまで支援できるか、南鉄との協議が必要となってくるものと思われまいます。立野ダム完成後は、ダム駅も含め、地域の要望、民間事業者の提案により、現仮設ヤードの多機能な活用も期待しております。高森町の新駅が完成し、旧高森駅は、防災機能を備えたものになるようです。同じく、震災を経験した自治体として、新輸送手段に鉄道を加えることは、国内においても、輸送業界の2020年問題で検討されているように、今後物流に大きな変化があらわれてくる可能性が高く、災害に限らない救援物資や備蓄倉庫を備えた緊急時の貨物駅といったイメージが運用出来ないものか、また有事の際に被災への活用も期待できるのではないかと思います。1年前の一般質問において、南鉄運行再開後の通学手段としての活用を問いました。特に中学生の通学手段として活用を提案したところですが。報道向けには、運行再開による観光客の増加などが主となり伝えられておりますけれども、肝腎の地元住民の事業については、提案を含めて尋ねた後、どのような協議が行われ、ビジョンが描かれているのか、実行に向けた進捗状況をお尋ね

いたします。

○山室昭憲議長 教育委員会事務局長福本局長。

○福本道昭教育委員会事務局長 はい。教育委員会の福本です。ただいまの質問であります南阿蘇鉄道全線開通に向けての取組についてお答えいたします。まず、質問の要旨①中学生の通学利用について、以前質問し、その後についてでございますが、現在のスクールバス運行状況から申し上げますと、本村では、村立の小中学校の通学支援策といたしまして、大型バスとマイクロバス計13台で運行を実施しております。運行経費としましては、年間7,600万円の委託料と車両維持等の費用を含め、合計で9,100万円程度の費用を要している状況でございます。中学生の通学、内訳を申し上げますと、中学校の全校生徒246名のうち、スクールバス、利用が189名、約77%、徒歩、自家用車が19名、約8%、自転車が38名、約15%といった利用形態となっております。常日頃から、スクールバスを利用する児童生徒につきましては、希望する最寄りのバス停留所から乗車しまして、学校敷地内で下車が出来、児童生徒の安全が担保されていると考えております。それ以外おおむね半径2キロ以内からの通学する生徒につきましては、徒歩等による登下校となっております。さて、令和4年度、3月定例議会におきまして、生徒が通学手段の選択肢の一つとして、南阿蘇鉄道の利用について、御提案いただきました件についてでございますが、その後、南阿蘇鉄道中川鉄道部長と教育委員会との意見交換会を実施しております。意見交換の内容としましては、通学定期については、最大で4割で購入できる割引制度が現在あります。運賃の減額につきましても、その減額分を村が補填すれば可能ではないかという御見解でございました。それから、自転車と同乗の件になりますが、一般乗車の方の安全を確保するためにも、車両の改造、また、専用の車両の導入が必要ということでした。そこで、先月、公開されました、7月15日からの南阿蘇鉄道全線運転再開後の運行ダイヤが公開されたことに伴いまして、生徒のニーズ調査の観点からも中学校を通じて、生徒に対し、今後アンケートを実施したいと考えております。また、今年度から令和7年度までの3年間に、中学校部活動の地域移行が推進期間として、段階的に移行されることに伴いまして、送迎等の問題が地域移行を進めるに当たり、大きな課題として浮き彫りになることと予測されます。上記のことを踏まえまして今後は、アンケート結果及び、部活動地域移行に伴う送迎の課題も一緒に加味し、生徒及び保護者等の利便性を最優先に進めていきたいと考えております。今後も議会に対しましても、随時、報告をさせていただきます、あわせて御協議もさせていただきたいと思っておりますので、そのときは、よろしく願いいたします。以上で答弁を終わります。質問の②につきましては、村長からお答えいたします。

○山室昭憲議長 今村議員。

○7番今村竜喜 ありがとうございます。中学生の保護者から聞いたことですが、学校から帰るスクールバスの出発時間に間に合わず、結局自宅まで等で帰宅したことがあるというようなことも聞いておりますし、生徒たちが、そのようなときに、ゆるっとバスや南鉄の利用も選択肢として持てるように、また、まだまだ実現までには、検討や協議が必要ということのようですので、継続してよろしくお願いをします。公共交通機関として南鉄の運行再開により、乗合タクシーが運行廃止となっていました。一部運行内容の変更で利用延長となったことは、利用者にとってありがたいことでもあります。村の財政負担は避けられませんが、今後運行内容も改善されたので、村民の利用増となるよう、PRを行っていただきたいと思えます。南鉄の運行再開により、各駅を核とした地域活性化は出来ないのでしょうか。駅の管理者、行政区、住民、そのほか目的に賛同していただける方々と各駅に色と味をつけてはどうかと思えます。音色については、オルゴール調のメロディーを例えば立野駅については、旧立野小学校の校歌を長陽駅では中学生の昇降を想定して、南阿蘇中の校歌をそれぞれ割り振っていくと、見晴台駅では、旧両併小の校歌をそして、各駅にサイズに合った校歌ボードを設置してはという案です。味については、駅舎の装置など管理者や近隣の方々がボランティア活動で実施されていますが、憩いの場として音楽を聞き懐かしく思っただきながら、地域住民の方々と創意工夫し、各駅にはトイレなどもありますし、もちろん駐車場もありますので、小イベントの開催などの企画もできるのではないのでしょうか。村内にある各駅において活力を見いだせないか、南鉄の副社長である吉良村長に伺います。

○山室昭憲議長 吉良村長。

○吉良清一村長 それではただいま、南阿蘇鉄道の各駅におきまして周辺の活力を見いだせないかという御質問でございますので、お答えをいたします。令和4年3月改定の南阿蘇鉄道沿線地域公共交通計画にある基本方針の一つとして、駅は、定住、観光、防災など、まちづくりに必要な鉄道駅の拠点的役割の強化が示されております。7月15日には南阿蘇鉄道の全線運転再開とそれと同時に、南阿蘇鉄道のJR豊肥線、大津駅までの乗り入れが始まることから、熊本地震前よりも、南阿蘇鉄道の利便性が向上するため、通勤通学としての利用だけではなく、インバウンドを含む観光客の増加が見込まれております。村としましては、現在、カフェ、などを営みながら、駅舎を管理されている方々や南阿蘇観光局と連携しながら、鉄道沿線のイベントなども行っているところであります。村内にある九つの駅舎は、それぞれに特色のある建物で、駅そのものが観光資源となっております。しかしながら、駅舎の中には、

老朽化の進んでいる駅舎もあり、課題となっております。少子高齢化が進む本村におきまして、移住定住対策は重要な施策の一つです。多くの駅は、地域の中心的な場所にあるとともに、公共交通の結末点、結び目であることから、利便性がよく、駅周辺には魅力的なエリアがあると考えます。また、熊本地震の際には、駅駐車場に避難してこられ、車中泊をされる避難者もおられたことから、防災の面でも重要なエリアであると考えております。これらのことから、駅を管理されております方々、また、南阿蘇鉄道を利用される方々、そして、地元の区長さんをはじめとする地域の皆様の御意見を踏まえながら、駅ごとに、将来像を見極め、特色ある、駅の引き続き特色ある駅の活用に努めてまいりまして、周辺の活性化にもつなげてまいりたいと考えております。以上で答弁を終わります。

○山室昭憲議長 今村竜喜議員。

○7番今村竜喜 はい。運行の再開のときだけとならず、長期的、または定期的な企画をすれば、朝市や夜市ラジオ体操の広場などの活用にも期待ができて、と思います。今後企画を募り、上下分離方式での新たな活用方法を期待し、1問目の質問を終わります。それでは2問目の質問に入ります。吉良村政は、2期目の折り返しであり、令和5年度第1回定例会の施政方針において、誰もが住みたい、住み続けたい南阿蘇村を築くことを基本に、環境、活力、暮らしの政策を柱とされております。それぞれに目標を掲げ、人口減少、少子高齢化に対応すべく、移住者向けの住宅整備、交通弱者や買物弱者配慮した政策への取組、いつまでも元気な高齢者をキャッチフレーズに、さまざまな取組が計画されています。財政についても依然と厳しい状況にある要因として、国から交付税の減額、大型事業による公債費の増加、多くの公共施設の維持管理及び老朽化などが挙げられ、特に手厚い村単独事業については、住民サービス向上と総合計画の整合性を図りつつ、費用対効果などを見極め、事業の見直しと、歳入対策として、公共施設の使用料有料化推進、などを進め経費削減と財源確保を同時に進めることで、財政基盤を確立し、良質な公共サービスを提供し続けられるよう、行財政改革への取組を加速させ、着実に実行していくと述べられております。一方、一般会計の当初予算は、平成27年度は74億9,800万円、平成28年度73億4,000万円、この2年間は新庁舎建設を予算を計上していました。対して、令和4年度123億8,000万円。令和5年度111億6,400万円。熊本地震の予算がほぼ、なくなっているのに、予算は膨らんだままであり、当然村の財政は厳しくなります。総務課財政の説明では、庁舎建設、南阿蘇中改修工事の償還が始まって、厳しくなったとの説明を受けています。しかし、庁舎建設以外にも財政悪化の原因があるのでしょうか。そして、財政悪化から、それまで出てきた、出来ていた住民サービ

スが出来なくなっています。プレジゼントという雑誌のインターネット版に貧乏自治体ランキング町村編というものがあります。1人当たりの実質債務額が、本村では171万4,000円となっており、全国ワースト19位であります。熊本県内では南阿蘇村だけがワースト50以内にランクインしています。そこで村長に見解をお尋ねいたします。震災前と比較して予算が膨らんでいる原因は何だと思われますか。また、震災前の状況に戻す考え、支持される予定はありますか、お尋ねいたします。

○山室昭憲議長 今村議員。3番のこれは、3番まで

○7番今村竜喜 はい、それでは議長から指示をいただきましたので、3番までそのまま続けて質問させていただきます。財政が厳しいということは理解した上で、村長政策にはワインプロジェクト、みらい公社の設立、定住促進事業、温泉入浴補助などがあり、賃貸住宅建設には1件当たり300万円。令和5年度だけで当初予算は3,200万円、先ほどの説明では令和5年度は6,000万円ということになっております。これまでに、総額、かなりの金額を費やしておると思っております。村民からは、不動産でもうける人に補助しているとの不満の声も聞きます。農業みらい公社も現段階では、補助金や助成金を活用して運営されておりますが、今後独立採算に行って事業を推進すべきではないでしょうか。ワインプロジェクトも村長就任時からスタートし、7年目です。昨年頃より、原料の収穫量も2,000キログラムを超え、生産本数も安定してきたと思われます。販売数とのバランスはどう予測されているのか。在庫過剰となるようであれば、生産調整もやむなしと考えます。が、そもそもこの事業が軌道に乗ったのであれば、生産過程は行政から分離すべきではないでしょうか。収量増に伴う委託料の増額ということで、種苗飛灰管理が令和5年度257万6,000円計上してあります。温泉入浴補助は文教厚生常任委員会で承認が得られなかったのに、なぜ予算計上されたのか。この件についてもお尋ねをしたいと思っております。予算査定での村長政策への査定はどのようにされているのか。村長の政策は削減することなく計上されているのでしょうか。費用対効果は検証されていますか。分かりやすい答弁を2問目はお願いをいたします。続けて3問目に入ります。ほかの自治体と比較対照が一概に言えないかもしれませんが、震災の被害が大きかった自治体も地震前の予算規模に戻っています。本村も予算を再建として、村民サービスに重点を置き、村長の方針のように、子どもはすくすくと、高齢者は生き生きと、全ての村民が幸せを感じるそんな暮らしの実現を願いたいと思っております。ウィズコロナの時代となりましたが、パークゴルフ場などで体を動かし、温泉施設で入浴し、健康で過ごすことに、より医療費を削減することで、健康保険などの税負担を少しでも軽減することにつながると思います。令和4年第1回

定例会で、敬老金等の支給に関する条例の一部改正が近隣町村の支給状況を参考に提案されました。可決されたとおり、令和4年4月から対象者への支給されております。88歳、または100歳を迎えられるということは、その道一筋で仕事を頑張り、生計を営んでこられた中で、厳しいときがあったかもしれませんが、生涯にわたって村が自主的に収入することができる財源自主財源の税納付も滞りなくされてこられ、対象となるものであります。給付額を定めている現行の条例については、見直しが必要であると考え、思います。予算の見直しは急務であると考えます。総務課財政の資料では、地方債残高は令和4年度微増となり、218億6,000万円となるが、令和5年度以降は減少する見込みであります。一方公債費は、平成26年度から平成30年度には7億円から9億円台で推移しておりましたが、令和元年度には13億8,000万円、令和2年度は17億1,000万円、令和3年度は23億3,000万円、令和5年度は25億8,000万円の償還額が見込まれており、苦しい財政運営が予想されています。予定事業において、精査を行い、先延ばしが可能なものは現状を説明し、御理解いただき、この難局を乗り越えることが大切な作業であると思います。村長の施政方針の最後に、村民の声に耳を傾け、村政の基本は村民との対話であるを基本に、村民第1の村政運営に努めるとあります。予算を再検討して、村民サービスに重点を置いていただきたいと思います。考えはいかがでしょう。以上3点についてお尋ねいたします。

○山室昭憲議長 吉良村長。

○吉良清一村長 ただいまの御質問にお答えをいたします。まず、行財政改革についてでございますが、震災前と比較して、予算が膨らんでいる原因、また、震災前に戻す考えはという質問でございます。震災前と比較をしまして、予算が膨らんでいる要因としましては、震災前の平成28年度の当初予算と今年度当初予算を比較しますと、公債費の予算額が約3.9倍、約26億1,416万円の増額となっております。この公債費が予算増額の約7割近くを占めている状況となっております。公債費の内容としましては、南阿蘇鉄道の災害復旧事業に係る県への償還金が10億円と1番大きくなっております。令和5年度をもって完了を予定することとなっております。そのほか、小規模住宅地区等改良事業などの熊本地震に係る復興事業や災害復旧事業の元利償還が始まっていることも、公債費増額の原因となっております。今年度当初予算が111億6,000万円でありますけれども、ピーク時の平成29年度は歳出決算額が172億2,000万円となっております。ピーク時よりも60億円ほど現在は減少しております。今後につきましては、全職員が一丸となりまして、抜本的且つ徹底的な行財政改革に引き続き取り組むことに加えまして、事業の優先度に応じた選択のさらなる徹底、費用対効果の観点から、常日頃から、事務事

業を見直すことによりまして、これまで以上に、将来負担を意識した予算編成に努めまして、適正な予算規模で執行してまいりたいと考えております。次に、質問の2番目でございますが、予算査定での村長政策への査定についてお尋ねがございました。現在予算査定は、各課より、政策内容について、村長、副村長、総務課長、財政係立会いのもと、提案理由の説明を明確にした上で、制度設計、予算内訳、積算根拠、財源等について、予算査定を行っております。なお、村長、政策による新規事業や重点事業につきましては、各常任委員会や全員協議会で説明をした後、事業を進めております。御質問の各事業につきましての費用対効果などの具体的な数字は本日は持ち合わせておりません。その辺のところはよく精査をいたしまして、慎重に進めてまいりたいと考えております。次に質問の3番目でございますが、予算を再検討して、住民サービスに重点を置いてはどうかという御質問でございました。今年度も村長政策を十分加味した上で、施策を進めているところでありまして、行財政改革による使用料等審議会を設置いたしまして、公共施設の使用料徴収を10月より開始をしまして、予算の見直しを行っているところであります。また、住民からの要望につきましては、実行できる可能性があるものにつきましては、各担当課長に調査及び検討を依頼し、実行に移しているところでございます。行財政改革を進める中で、住民サービスが低下するということなどは、極力避けなければならないというふうに考えております。適正な予算計上や適切な予算計上や適正な予算執行にしっかりと努めてまいりたいと考えております。以上で答弁を終わります。

○山室昭憲議長 今村竜喜議員。

○7番今村竜喜 はい。今村です。答弁いただきました。予算が膨らんだことに加えてですね、財政の弾力性を表している経常収支比率というのがありますが、70から80%が理想と言われる中、令和元年度には、1回100%を超えてですね、これも県内ワーストだったと思っておりますが、その後も高い水準で推移をしております。このままでは住民サービスに使える予算が確保出来ないということになると思っておりますが、この点については村長はいかがお考えでしょうか。

○山室昭憲議長 吉良村長。

○吉良清一村長 今おっしゃるとおり経常収支比率がですね、2年前だったと思っておりますが、県内でワーストワンになりまして、その後、多少は改善しておりますけども、しかしながら高い水準にあることは間違いございません。そのため新規事業がなかなか取り組めない、枠が限られているという状況でございます。経常収支比率につきましては、必要な施策はとり続けていかなければなりませんので、急激にこの、これまでやってきたことをやめると、すぐにやめ

るということは、すごいサービスを低下させれば経常収支比率は向上しますが、なかなか、一方ではやっぱりサービスは続けていかなければならないということで、非常にその辺は苦慮しているところでございます。しかしながら、財政の数字が悪いということは反省し、そして改善をしていかなければならないというふうに考えております。

○山室昭憲議長 今村竜喜議員。

○7番今村竜喜 はい。村の財政状況は非常に厳しい状況にありますけども、そのことで、村民の負担が増えているのが現状ではないかというふうに思います。令和4年度の決算や財政支出についても注視していきたいと思っております。財政状況を改善し、住民サービスが充実することをお願いして、一般質問を終わります。

○山室昭憲議長 以上で、7番、今村竜喜議員の質問を終わります。再開を13時、1時といたします。休憩です。疲れです。

-----○-----  
午後 12時00分 休憩  
午後 13時00分 再開  
-----○-----

○山室昭憲議長 再開いたします。1番、辰巳和美議員。

○1番辰巳和美 1番辰巳です。議長の許可を得ましたので、通告どおり、一般質問をいたします。中高生に対する修学支援制度についてお聞きします。昨年6月、今年3月2回の定例会にて質問いたしました。3月には中学校の卒業式が盛大に挙行された後でした。将来南阿蘇を担う子どもたちに、心の中でエールを送ったところです。また、5月21日、コロナ第5類、移行後の体育大会晴天の中、普通に行事が行われる大切さを学び、また、生徒、先生、保護者、三位一体、頑張っている姿を目にし、生き生きする姿を目にし、元気をいただきました。さて、冒頭で2回の一般質問で、学生の通学形態はさまざま、村外への通学者に対してだけ、交通費の助成は公平に欠けるという観点から、現時点で交通費の助成は考えていない。村長も同様のお考えという回答をいただきました。公平になるにはと考えました。今回、寮生、下宿、通学、自転車、原付バイクにより通学する学生への修学支援を提案します。今、まさに経済的基盤の弱い独り親、また、非正規で働く親が大きな打撃を受けています。正規で働いている親もしかりです。5月22日、熊日からの一文です。過去1年でお金が足らず、家族が必要とする食料が買えなかった経験がある。世帯の割合、11.3%、独り親、独り親世帯に、限ると30.3%と数値が上がります。子どもへの仕送り、また、身近で言えば、卵の高騰、ガソリンの高騰と切りがない状況に置かれております。また、見切り品狙いも少なくありません。進学に

当たり、制服、体操服、教科書、電子辞書等の購入、また、部活をする生徒においては、プラスアルファです。私自身、4人の子育てをいたしました。いまだ道半ばではございますが、経験上、1人20、30万かかります。下宿、寮においては、必要な家電、寝具、日用品の購入、また、公共交通機関、今回は南阿蘇鉄道を利用した場合を申します。私の最寄り駅、見晴らし台を例えます。見晴台駅から大津駅まで1か月、1万8,860円。6か月は9万7,800円、見晴らし台から新水前寺駅1か月、2万1,970円、6か月11万4,630円。見晴らし台から阿蘇駅、1か月2万1,190円。6か月11万飛んで490円かかります。自転車においても近年、価格が上がる一方、さらに令和5年4月からヘルメットの着用が努力義務化されました。原付バイクもガソリンの高騰など、影響を受けています。学生、また学生を持つ保護者のお財布状況は逼迫しております。教育支援、子育て支援の切れ目ない、充実で少子化の流れを半減させ、また、住民の流出を抑えられる鳥羽高となりうると考え、今回の質問です。以上を踏まえ今後の展望をお伺いします。

○山室昭憲議長 吉良村長。

○吉良清一村長 ただいまの中高生に対する修学支援制度についての御質問でございますので、お答えしますけれども、寮生、下宿、通学、自転車、原付により学校に通える学生への修学支援が必要と考えるが村長のお考えはということでございます。令和4年の6月と令和5年3月の議会定例会で、今回の御質問と関連する質問がございました。これまでの答弁では、学生の通学手段はさまざまであり、南鉄などの鉄道の通学以外にも、寮や下宿で生活されている方もおり、公平性に欠けるという観点から、現時点での交通費助成は考えておりませんという答弁をいたしました。本村の子どもに対する支援策としましては、生後すぐに支給される出産祝い金、そして就学支援金につきましては、小学校入学者のランドセル支給、小中学生の給食費の半額補助中学3年生を対象とした村営塾の開催、高校までの医療費助成など、保護者の経済的負担を軽減するため、広範囲の年代に及ぶ手厚い支援を講じているところであります。今回は、南鉄、見直し鉄道以外にも、いろんな生活のスタイルがあるので、それについて、それぞれに助成してはどうかという質問でございましたが、寮生、下宿、通学、自転車、原付等にそれぞれにですねそれぞれに補助を出すということは、算定も非常に混乱があると考え現実的ではないというふうに考えております。現在国では、若い世代の所得を増やすため、構造改革や児童手当の所得制限の撤廃など、次元の異なる少子化対策を策定中でありまして、6月に取りまとめられる経済財政運営等改革の基本方針である骨太の方針に反映されることを受けまして、本村においても将来に向けた子育て支援、子育ての支援施策につきましては、具体的な協議をこれ今後行ってまいりたいと考

えております。以上で答弁を終わります。

○山室昭憲議長 辰巳議員。

○1番辰巳和美 はい。1番辰巳です。今後考えていかれるということで期待してお待ちしていきたいと思えます。水上村では、高等学校に通学する生徒に、関わる、経済的負担の軽減を図り、子育て支援を目的として、水上村高等学校と通学費と補助金が交付されております。昨年度の実績は60名程度の利用があったとお伺いしました。山都町でも通学費の助成の交付があります。高森町では高森高校に特化して通学費の補助を考えておられます。本村の財政が厳しい中、外国人留学生に対する家賃支援補助金も交付され、手厚い支援が行われております。本村の未来を担う学生に対しても、何らかの支援がなされるべきと考えます。地域によってニーズは違うと思えます。南阿蘇村独自の支援の拡充を切望します。南阿蘇村に生まれてよかった、子育てしてよかったと心から思える施策の取組に期待し、答弁を終わります。

○山室昭憲議長 村長何かありませんか。はい。

○吉良清一村長 はい、子育て支援策というのは本当に大事な政策でございます。人口増にもつながります。ただいろんな助成がありますけれども各地区地区においてですね、それぞれの事情もあると思えますので、南阿蘇は南阿蘇に合った、助成制度をやっていききたいと考えております。以上です。

○山室昭憲議長 1番辰巳和美議員の質問を終わります。続きまして、5番、市原恵一議員。

○5番市原恵一 5番、市原恵一です。山室議長の許可をいただきましたので、一般質問を行います。本年3月31日、立野交流施設、立派な施設が完成しております。自然を感じ、眺望を損なわない設計で、建設されているようです。2階階段の一部分がポリガラスで外壁で雨、風をしのぐ構造づくりで建設されておりますが、従来立野地区は、風が吹き寄せて、風の強いところでした。施設完成以降、私も、5回ほど出向きましたが、雨のときは、東側階段中腹付近まで、雨が降り込み、西側はトイレの前まで、南側はデッキに激しく踏み込んでおり、雨をよけるのに大変だなと感じた次第です。今後、交流施設において、イベントを計画していくとのことですが、雨、風が強い場合は、イベントの計画は成り立たないのではと、心配しております。このままでは、交流施設としての機能が損なわれてしまいます。南側にポリカーボネート外壁を使用されておりますが、施設全体に雨、風をしのぐ、この外壁が必要と考えます。気候関係なく、交流施設としての地域の方や観光客の方に親しまれる施設にする対策が必要と考えますが、執行部は、どう思われておりますか。村長の考えをお聞かせください。次に、先般から訪問したときに、人影も全くなく、寂しい思いをした次第です。立野交流施設は、南阿蘇村の玄関口であり、村のよさを

真っ先に感じてもらえる場所です。人がいない施設では、村のおもてなしも出来ず、何にも出来ない施設になっていくと思いますが、いかがお考えでしょうか。また、施設の管理も心配です。掃除や救援を要するときなど、すごく心配しております。特にトイレ掃除が行き届いていない施設には、人は立ちよろうとはしません。おもてなしなど、できるわけがないと思います。計画では、今後、立野ダム周辺整備も行われ、交流施設を利用して、地区の活性化につなげていくとのことでしたが、人が集まり、地区の活性につながるよう、交流施設の管理を含んだ観光客の案内も行ってもらえる人材の設置が必要不可欠と考えますが、村長のお考えをお聞かせください。

○山室昭憲議長 吉良村長。

○吉良清一村長 立野の交流施設の利用と管理につきましての御質問でございます。まず、立野交流施設は帳簿を考え、一部の窓ガラス等、風をしのぐ構造で建設しており、気候に関係なく交流施設として機能させるには、眺望を損なわない施設全体を施設全体を雨、風をしのぐ対策が必要だと考えるが、村長の考えはどうかということでございます。立野の交流施設につきましては、地域住民も参加して行われてきましたワークショップなどを通して、平成27年4月に策定されました。水と風、人と情報のターミナルづくり、立野駅及び立野ダム周辺整備計画をもとに平成27年度に立野駅周辺整備事業基本設計が行われまして、平成28年の熊本地震を受けまして、翌29年1月策定の南阿蘇村復興村づくり計画では、復興に向けてのロードマップの中に、創造的復興に係る取組の整備等を位置づけまして、平成30年度立野駅周辺整備基本設計再検討を経まして、詳細な実施設計につきましては、令和2年度に行っております。説明は少し長くなりましたけれども、とにかくこういう経緯を経ましてですね、実施設計では、当初、実施設計では当初は国の交付金を活用しまして、整備計画を行うところでもございましたけれども、そんなに大きな施設は、今後どうかということも意見がございまして、村単独事業に切替えましてですね、整備計画を変更しまして、現在の規模の縮小、そして、コストの削減に努めたわけでございます。設計価格の具体的なコンセプトは、先に申しましたように、水と風、光と情報のターミナルを実現する阿蘇の風香る広いテラスがある交流ステーションであります。村外、あるいは県外、海外から公共交通などで訪問して来られる人々が阿蘇の自然を感じながら、地域住民と交流組織、交流促進ができるように、さまざまなイベント開催が可能なできるように、広いテラスと駅前広場を整備しております。立野交流施設は、東から南側、は、阿蘇五岳方向と北向き山の眺望、立野駅ホームに入って来ます南阿蘇鉄道の列車を見ることが出来まして、また、西側は立野河口所の先に見えます、熊本市内有明海方面の眺望と夕日、また、JR九州のいろいろな列車を見ることが

出来、撮影スポットとなっております。交流施設が開業しました。4月以降につきましては、阿蘇の景観や、列車の写真を撮影する人が多く見られております。また、屋内空間を少なくし、広いテラスの半屋外空間広いテラスのある半屋外空間にすることで、空調設備の設置が必要なくなりまして、建設費用、あるいは維持管理費用の削減を図ることが出来ております。また、立野地区は常に風が吹いておりまして、屋根の下の半屋外空間は、空調がなくても、吹き抜ける風で気持ちよく過ごすことが出来ます。議員御指摘ののように、施設全体を雨、風からしのぐ対策についてはどうかということですが、現在のところは、設計時のコンセプトを損なうような大幅な変更は、今のところ考えておりません。しかしながら、今後は、交流施設の活用状況、あるいは、雨、風による施設の影響などを見極めながら、今後は、そうしたことも考慮しながら、対応を判断してまいりたいと考えております。次の質問に、でございます。立野交流施設の管理を含む観光案内等を行う人材の配置が必要不可欠と考えるが村長の考えを問うてでございます。立野交流施設は、先ほど申しましたように建設費用と維持管理費用の縮減により、施設の管理を含む観光案内等を行う事務室、観光案内等を行う事務室を設けておりません。清掃などの施設管理につきましては現在、総務課職員で対応しておりますので、今後は、地元の方などに業務委託する方法などで考えております。観光案内等は、夏休みや大型連休など多くの方が利用される際は、南阿蘇観光局と連携しながら、臨時的に観光案内ブースを設けることも選択肢の一つと考えております。長陽駅とか中松駅などは、駅舎を利活用されている方がいらっしゃいまして、常駐をされております。その方々が、清掃などにも御協力をいただいておりますので、出来れば、立野駅もそのような方向で、人が常駐いたしまして、有効に利活用していただくほうがベストかなということも考えておりますので、今後は、地元の方々と協議を重ねまして、何とか常駐できるような方向で進めてまいりたいと考えております。

○山室昭憲議長 市原議員。

○5番市原恵一 はい。ありがとうございました。立野区立野駅、就職では、熊本地震前までは863人の村民の方々が暮らしておられました。現在では、約半分近くになっております。地区の活性化のためには、三つの区の方々に、1件でも、2件でも、1人でも2人でも、住みなれた地域に帰っていただくことが先決と考えております。南阿蘇に帰りたい、南阿蘇に住みたい、と思えるように、交流施設を人の思いが伝わる施設に、是非していただきたい、人と人が言葉を交わし、南阿蘇村の村民として、心が通い合う施設になるよう、物事をしっかりと進めていただきたいと思っております。建物を建てただけではなく、思いが込められた施設と人となるように、執行部にお願いいたしまして、私の

質問を終わります。

- 山室昭憲議長 以上で5番、市原恵一議員の質問を終わります。続きまして、2番、岡智則議員。
- 2番岡智則 2番、岡です。山室議長の許可をいただきましたので、通告書のとおり、一般質問を行います。今回質問が2問ありますので、議長、一問一答方式の許可をお願いいたします。
- 山室昭憲議長 はい、許可します。
- 2番岡智則 ありがとうございます。それでは、質問に入ります。1問目は、深刻な物価高騰から村民の暮らしを守る村の取組について、村長と教育長にお聞きいたします。この3年間、新型コロナウイルス感染症による影響のほか、ウクライナ情勢による物価高騰が深刻化し、国、県、そして村でも各種対策を講じてこられました。本議会でも、議員は、村民の代表として、対策を要望し、支援策の議論を重ねてきました。新年度になって、2か月半、しかし、物価高騰が続き村民の暮らしを直撃しています。専門家の分析では、消費者物価指数の上昇、実質賃金のマイナス傾向は続き、食料品、農業取材への価格転嫁の動きは続いており、村民の暮らしはさらに厳しくなっております。今回の予算書を見ますと、国の補助で、住民税非課税世帯への給付は要求されているようですが、非課税世帯に限らず、物価高騰の影響を受けている全村民を対象にした対策が今必要ではないかと考えております。そこで、令和5年度、国の地方創生臨時交付金等を活用した村独自の物価高騰対策をどう考え、実施されていくのか、村長にお聞きいたします。次に今村教育長に学校給食についても、食材等の高騰で影響を受けていると思いますが、現在の村の状況とその対応について質問をいたします。
- 山室昭憲議長 吉良村長。
- 吉良清一村長 それでは、私から、1番の令和5年度、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきまして、これにつきまして御説明を申し上げますけれども、令和5年3月22日、国におきまして、電力ガス食料品等価格高騰重点支援地方交付金7,000億円が増額されまして、地域の実情に応じたきめ細かな支援を一層強化、さらには、5,000億円の低所得世帯支援枠が創設されたところがございます。それを受けまして、今回の6月補正で予算を計上して、計上いたしまして、事業に取り組むこととしております。四つございまして、一つずつ申し上げますと、一つ、低所得世帯支援としまして、住民税非課税世帯に1世帯当たり3万円を助成するものであります。2番目に、LPガス使用世帯の支援対策としまして、ガス代金の生活支援をLPガス協会に補助するものでございます。3番目に、飼料高騰対策支援及び農業用資材等緊急対策事業を実施いたします。4番目に、省エネ家電等購入促進事業

としまして、エアコンや冷蔵庫、エコキュートなど、省エネ基準を満たした家電の購入や買いかえに対し、一部補助するものでございます。以上が令和5年度地方創生臨時交付金の事業になります。質問につきましては教育長がお答えをいたします。

○山室昭憲議長 今村教育長。

○今村了介教育長 質問の要旨に、学校給食についても影響を受けていると思うが村の実態と対応はについてでございます。先日のですね、6月7日の熊日新聞に熊本市の調理場の記事が載っておりました。学校給食食材が高く赤字、やりくり限界、栄養、量不足を懸念となっております。まさしくですね、物価高騰に対応する方策でありまして、6月補正で、新型コロナ臨時交付金を活用し、7月から小学生を30円、中学生を36円、上乘せする方針であるとの内容でございました。南阿蘇村のですね小・中学校の学校給食は、南阿蘇中学校給食センター及び、白水学校給食センターの2施設において、提供しております。保護者の負担を考慮しまして、令和5年度も昨年同様に据置き、1食当たりの単価は、小学生が260円、中学生が290円、年間190回ほど提供しております。また村においては、平成27年度から、学校給食に対して半額を助成しており、特に令和2年度には、コロナ交付金を活用し、全額補助した経緯もありますが既に御承知のとおりでございます。さて、年間の運営費でございますが、令和4年度助成額は、小学生が約950万円、中学生が約540万円となっております。そのほか、教職員等の給食は、助成対象外となりますが、その経費を合わせて年間約4,000万円が運営経費となっております。学校給食法においては、学校給食は、児童及び生徒の心身の健全な圧制に資するものであり、適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ることとされております。子どもたちの栄養管理とバランスは特に注意をして、献立をつくるわけですが、物価高騰のこのご時世において、給食費は据え置いたがゆえに量、質が悪くなったということがあってはなりません。子どもたちの栄養管理、健康管理を第1に考えることが大切であり、このような観点から、今後、給食材料費の物価高騰分について、消費者物価指数等も考慮した上で、栄養教諭が、現在の単価で賄うことが出来ないと判断した場合は、教育委員会でも、協議を行い、本年度も、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用によりまして、その事業を進めてまいりたいと考えております。合わせまして、昨年度から、農水省のみどりの食料システム戦略交付金の補助事業により、地産地消及び有機農産物の消費促進として、学校給食の食材として消費できる、地元の有機米及び赤牛の肉について、年間100万ほどの助成をいただき、物価高騰の対策の一環として活用いたしました。令和5年度におきましても、同事業を活用し、地元の食材を調達し、学校給食に力を入れてまいります。そして、

本事業もあわせまして、保護者の皆様の負担増にならないよう、極力対策を講じてまいります。給食は、子どもたちが学校に行く楽しみの一つであります。学校における食育の推進に伴う学校給食の充実を図ることが大切であり、これまで通り栄養のバランスや質を保った給食が提供出来ますよう、適切に対応してまいります。以上、答弁を終わります。

○山室昭憲議長 岡議員。

○2番岡智則 2番岡です。前後しますが、今村教育長から答弁いただいた学校給食について、給食の現状が理解出来ました。関係者一同、児童生徒のために努力いただいていることが分かりました。物価高騰について、一般質問通告書提出後に示された、今回の補正を中心に質問時に申し上げた、非課税世帯への給付、そして、LPガス使用家庭への補助などを答弁いただきました。今も食料品を中心に物価高騰が続いています。影響を受けているのは、全村民です。今後も影響を受けている村民、事業者へ臨機応変に各メニュー、支援策を検討していただきますようお願いを申し上げておきます。次の質問に入ってもよろしいでしょうか。2問目に入ります。男女共同参画推進基本計画の具体的な取組についてをお尋ねいたします。第2次南阿蘇村総合企画後期基本計画施策22、地域福祉の推進の中に人権尊重社会の取組について、男女共同参画推進基本企画の作成を施策の推進方針とされ、村では、本年3月、第三次男女共同参画推進基本計画を策定されました。そして、計画の概要版を村内全戸に配布されました。重要なことだと私も認識しております。しかし、大事なことは、推進体制を整え、計画を推進していくこと。そして、概要版に書いてあるように、男女関係なく、何でも参加できるシステムづくり、今よりも、女性が活躍する村になること。名実とも、安心安全に暮らせる優しい村になることでもあります。そこで、推進するための具体的な実現方策と体制づくりをどう考えておられるのか、お聞きいたします。そして、推進実現するための予算についてお尋ねいたします。本年度の当初予算書を見ますと、民生費、社会福祉費、男女共同参画費の予算が、本年度はゼロとなっております。推進するためには、事業予算はもちろん必要です。村では、推進するための事業予算をどう考えておられるのかを求めます。以上です。

○山室昭憲議長 吉良村長。

○吉良清一村長 ただいまの男女共同参画推進基本計画、具体的取組についてお答えをいたします。質問1であります。推進するための具体的な実現方策と体制づくりについて問うについてお答えいたします。本年3月に策定されました第三次男女共同参画推進基本計画は、令和4年9月に、区長会長人権擁護委員、民生委員、PTAへ、母親部長など、12名のメンバーで、南阿蘇村男女共同参画社会推進懇話会を立ち上げまして、現状の把握や、急速に進む

社会の多様化に、対応すべく、男女共同参画社会をつくるために、村でこれから何が必要になるのかを委員全員で検討を重ねていただきました。その中で、まず、村が目指す姿とは何かということを検討し、その結果、交流と対話があり、多様な人が生き生きと暮らす、いつまでも住み、住み続けたい、南阿蘇村というスローガンを掲げました。また、この目指す姿を達成させるための施策をつくり、その施策の具体的な取組の内容を考えた上で、担うべき、担当課を決めております。例えば、施策の内容は、公園などの意識啓発、家庭における男女共同参画実現としている箇所がありますが、この取組といたしましては、広報紙などを通じて、定期的に情報発信していくこととしておりまして、担当課は、総務課で行っていくこととしております。この計画の概要版につきましては、4月に区長配布において、村内全戸に配布しております。また、議員の皆様方には、本計画書を後ほど配付いたしますので、御一読のほどよろしくお願いをいたします。2番目の推進するための事業予算をどう考えているのかについてでございますが、令和5年度の一般会計予算から、男女共同参画費の項目につきましては、民生費の人権推進費に統一をいたしまして、男女共同参画をはじめ、人権擁護に関する施策に集約をいたしました。なお、各事業におきましても、例年同様に、事業を推進してまいりたいと考えております。以上で答弁を終わります。

○山室昭憲議長 岡議員。

○2番岡智則 2番岡です。詳細な答弁をいただき、ありがとうございました。ちょうど先週5日、政府は、男女共同参画会議を開き、女性活躍の重点施策を盛り込んだ、骨太の方針の原案を示しました。原案の中身はいろいろありますが、政府は、女性活躍が進まない競争力が維持出来ないとの危機感があるようです。私は、南阿蘇村も全くそのとおりだと思います。女性が元気で活躍できる村をつくっていくことは重要です。村の推進基本計画にのっとり、答弁いただいた政策づくり、施策案を強力に推進していただき、第三次基本計画の22の施策を一つ一つ実現していただくことをお願いしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○山室昭憲議長 以上で、2番、岡議員の質問を終わります。続きまして、6番今村輝宏議員登壇してください。

○6番今村輝宏 6番、今村輝宏です。議長の許可を、いただきましたので、議会条例に伴い、一般質問のほうを行わせていただきます。今回3問の質問がございます。議長、一問一答の許可をお願いいたします。

○山室昭憲議長 はい。許可します。

○6番(今村輝宏君) 許可をいただきました。通告書の順で質問のほうをさせていただきます。まず、最初でございます。台湾交流その後とはということでご

ございますが、現在までの対応など状況を質問させていただきます。昨年10月26日から28日の期間で吉良村長はじめ執行部も同行し、台湾の屏東県東港鎮を訪問されています。そこで、10月27日に東港鎮と国際交流促進覚書を締結されています。内容は、両者の地域振興や人材育成に向け、国際交流の促進に協力して取組み観光や教育などにおける相互交流の促進や農産物、海産物の物流の促進について、協力するために交わされたものであると村広報にも掲載をされています。その他、交流の様子や記念品の交換また、その後に台湾文化を学ぶ講座等も開かれていると聞いております。TSMCの関連及び熊本新空港開港による台湾直下便が今年9月頃より竣工する予定であります。また、韓国ソウルそして香港のほうの竣工も随時、行っていられると思いますが、今後多くのインバウンドも期待出来ます。国外との交流は進め方によっては、地域振興にもなり、推進をして、していくべきと考えます。しかし、この東港鎮との交流促進、覚書き後の村の動向が全く見えてきません。訪問された後にですね、議会への説明もあっておらず、10月27日から既に半年以上が経過をしております。先方からの来客もありませんし、また、物流等による交流があつているとも聞いておりません。その後、交流はどうなっているのか、お尋ねいたします。まず1問目の質問でございます。

○山室昭憲議長 吉良村長。

○吉良清一村長 ただいまの台湾の東港鎮交流、その後はという御質問でございます。村は、昨年10月に台湾の東港鎮と国際交流促進覚書を締結をいたしまして、観光や教育での交流に加え、物流促進に協力して取り組むこととしております。この国際交流覚書きの締結につきましては、村としましても以前から、台湾との交流を望んでおりましたので、福岡の台湾総領事に、お願いをいたしまして、東港鎮との橋渡しをしていただきました。早期に締結が実現出来ました。このことにつきましては、東港鎮のチンチョウさん、組長さん、前組長さんが日本との交流に大変前向きであったということが1点と、もう一つは、橋渡しをしていただきました当時の総領事の総務課長であった、リ氏が、次年度には、本国に勤務となることから、年度内の締結を強く希望されまして、コロナ禍ではありましたが、熊本県知事が渡航されるよりも、1か月前に締結を結ぶことが出来ております。覚書きの締結当時は、こちらから出向きまして、締結をいたしましたが、一度、村を先方から一度村を訪問してもらったところで協議を協議調整を行ってございました。その後、台湾統一地方選挙に伴いまして、屏東県の県知事さん、それから、高騰陳のチンチョウさんこの2人が新体制になりまして、台湾からの来村が実現をしております。台湾交流特殊であります。梶原氏に東港鎮の現状や新しいチンチョウさんの意向などを伺いましたところ、交流促進に向けた事務レベルの協議を行ったほ

うが、今後の交流を進めていく上で効果的ではないかという助言をいただいております。そこで、事務レベルでの協議をもう一度行うという方向で現在進めております。引き続きまして、本村の意向を踏まえまして、観光振興や物流職種に向けた協議を行って、東港鎮との交流は、これから強く進めてまいりたいと考えております。以上で答弁を終わります。

○山室昭憲議長 今村議員。

○6番今村輝宏 はい答弁ありがとうございました。ちょっと私も聞いておりましたが、向こうの屏東県の知事及び東港鎮の町長は、確かに変わられているということであったんですが、いわゆる引継ぎ等はしていないのかまずちょっとお聞きしたいと思います。

○山室昭憲議長 村長。

○吉良清一村長 今、前の組長さんですね、と現在の新しい組長さんの引継ぎが出来ているのかという質問でございますが、その点につきましてはですね、私からも何とも把握しておりませんで、答えがございませんが、この梶原氏によりますとですね、これからうまく進むように、協議を進めていくということでございます。以上です。

○山室昭憲議長 今村議員。

○6番今村輝宏 はい。恐らくこれ、国際交流促進の覚書きをしてありますし、いわゆる県知事、また東港鎮の町長さんですね、覚書き締結をしているということは相当重要なことでありますし、改めて事務レベルの協議が必要なのかっていうところはちょっと、不思議に思うところでありますし、こちらから1度お伺いしております。また長期的に5年ぐらいの計画でのことだと思いますので、できれば、向こうからまた来ていただくなり、その辺また詰めていただければというふうに思います。それから、少し、ちょっとスキーム的な問題なんですけれども、例えば国内であれば、南阿蘇村とある自治体のほうで、包括協定と結ぶと思うんですけれども、そこで行き来をしたりとかするんですが、この国外とのこの協定の協定といいますか、今回は覚書きでありますけれども、そのスキームとして、県が入って、そのこちら言えば熊本県、今南阿蘇村っていう流れで向こうのほうが入って東港鎮という形になりますけれども、その東港鎮と南阿蘇村で直接やりとりができるのかあるいは一旦県を通さないといけないのか、その辺少しちょっとお聞きしたいかなというふうに思います。あと、そうですね、ちょっとまた次になると、もう一つつけ加えますけれども、物流関係の交流ということでもありますけど、以前私も中国のほうと少しちょっと物流の話をしたことがあります但实际上は何もやってないんですけれども、恐らくその物流といいましても加工品、例えば野菜とかそういったのを台湾に送る場合に、いわゆるエアリーといいますか航路ですね。それ

と、回路のほう、船でっていうところもありますけど、多分、物流に1週間とかかかってしまうところもありますし、国同士なんで、例えば生物だったらいけないとかそういったのもあるんで非常に物流の交流というのは難しいのかなというふうに思っております。そこで、例えば観光であったりとか、あるいはそうですね、役割のいろいろな意見交換会とかもその辺はできるのかなというふうに思っています。あと学校、学生だったりとか、その辺ちょっとまとめて、できれば今後コンテンツのほうも少し協議いただいたほうがいいのかと思いますけども、御意見があれば村長、お願いいたします。

○山室昭憲議長 吉良村長。

○吉良清一村長 今後の交流につきましてははですね、県を通じて、引き続き、進めていきたいと考えております。当初先ほど申しましたように福岡の総領事もお願いますし、また熊本県も御存じのとおり、TSMC絡みで台湾との交流を強く望んでおりますので、県にも当初からお手伝いをいただいております、熊本県と先方の屏東県これの交渉もする中で、うちの村と東港鎮という覚書きが成り立ったわけでございますので、これからも、この、総領事、あるいは県と連携をしてですね、進めていきたいと考えております。物流につきましては確かにまずは農産物の輸出入を考えておりますけども、やはりハードルが高いということは感じております。先方からはですねマンゴーとか、あるいはパイナップルとかこういうのは、送ってくるわけですがけれども、こちらからの輸出につきましては、ハードルが高うございまして、これにつきましても県の物流の担当等ですね、これから、今も交渉しております、協議をしておりますけれども、農産物の輸出ができるように、強く求めていきたいと考えております。以上です。

○山室昭憲議長 今村委員。

○6番今村輝宏 はい。先ほどお伝えしましたとおりで、もう少しコンテンツのところを再度協議いただいて先方のほうとも、少し話を詰めた形でまた次回のスケジュールを調整いただきたいと思います。引き続き2問目よろしいですか、

○山室昭憲議長 はい。

○6番今村輝宏 はい、続きまして2問目の質問に入らせていただきます。次に観光客増に向けた、政策であります。御案内のとおり7月15日に南阿蘇鉄道が再開されます。熊本地震からの復興もおおよそ、少し小規模住宅改良事業等も残っていると聞いておりますが、大幅なインフラ整備等につきましては、完了と思っております。また、その後熊本地震がございましてまた新型コロナウイルス感染拡大等もあり観光面がかなり衰退しております。少し遡りますけど平成19年、738万人の来場者が訪れるなど、熊本県内で1番の集客をし

た地域でもあります。この当時はですね平成19年は私も覚えてますけど、例えば熊本城であったりとか三井グリーンランドなどございますけれども、あそこも抑えて南阿蘇村が観光客1番だったというふうに覚えております。本村の基幹産業の一つである、観光業ですね、伸ばしていくことが、これからの真の復興であると考えております。また、先ほど質問した中でも少し触れましたが、TSMCの進出及び熊本新空港開港によるインバウンド増も期待が出来ます。そこで観光客増に力を入れるべきと考えますが、村の政策等がございましたら、お聞きしたいと思っております。以上で2問目の質問を終わります。

○山室昭憲議長 吉良村長。

○吉良清一村長 ただいまの質問でございます。観光客増に向けた政策は、政策のお考えについてはという御質問でございますので、これにお答えいたします。本村の観光入り込み宿泊客数は、熊本地震以降回復傾向にあったものの、新型コロナウイルスの影響を受けまして、令和3年は、地震前と比べ、約5割にとどまっております。最近では、新型コロナウイルスに伴う規制緩和や旅行助成事業による需要喚起などの効果もあり、少しずつではありますが回復傾向にあるというふうに感じております。このような中、株式会社ソラシドエアと協力いたしまして、地域振興期待活用プロジェクトとして、ただの田舎じゃなかよ、南阿蘇号の運行を既に開始しております。6月14日には、阿蘇熊本空港におきまして、就航セレモニーが行われております。このプロジェクトでは、機体飛行機の機体の側面に、かなばあちゃんのデカール大きなシールでございますが、を貼り付け特別機が全国を飛び回っております。機内では、観光パンフレットの設置にとどまらず、客室乗務員が南阿蘇仕様の南阿蘇村仕様のエプロンを着用するなど、さまざまな面でPR活動を行います。7月15日には、南阿蘇鉄道が全線で運行を再開しまして、JR豊肥線への乗り入れ開始やワンピース熊本復興プロジェクトの一環としまして、南阿蘇鉄道と人気漫画ワンピースが連携したコラボ列車の運行も予定されております。さらには、立野ダム周辺川まちづくり協議会におきまして、南阿蘇鉄道ウェルカムキャンペーンとしまして、全線再開後1週間程度、ダム堤体への夜間ライトアップの実証実験も計画されておまして、鉄道利用者からも、夜間ライトアップの様子を見ることが出来ます。また、区長会にもお願いしておりますけれども、多くの村民に御協力をいただきまして、南阿蘇鉄道再開を地域全体で、祝って、歓迎ムードを盛り上げていきたいと考えております。熊本県の中核拠点と位置づけられております当施設は、各種失礼しました。また7月15日には、熊本県が進めております、震災ミュージアムこれ知事が記録ということで、知事発表があつておりますけれども、これが7月15日にオープン、営業を開始します。それで、熊本県の中核拠点と位置づけられている当施設は、各種開設映

像や震災遺物の展示をはじめ、語り部との交流などを通して、地震発生のメカニズムや、熊本地震から得られた教訓を後世に伝える体験展示施設となっております。震災ミュージアムの隣にあります。震災機構旧東海大学阿蘇キャンパス内には、麦わらの一味のロビン像も設置をされておりまして、今後、像をその像を活用した誕生日イベント、などの実施や、熊本地震における被災市町村に設置してあります10体合わせて10体の像を活用したコンテンツづくりにつきましても引き続き県と協議、連携をしながら進めてまいりたいと考えております。また、10月には国際サイクルロードレースであります。ツールド九州が開催をされますので、この大会を景気に南阿蘇がサイクリストの聖地となるよう、県や観光局と連携をして取り組んでまいりたいと考えております。11月には、立野ダムにおきまして、水を満水までためて安全性を確認する体験湛水が行われます。流水型ダムは、通常時は水をためないために、この時期にしか見られない光景であります。この景色を是非全国の方々に楽しんでいただくべく、周知と準備を進めているところでございます。ほかにも、今年は、音楽フェスなど、さまざまな誘客イベントが予定されていますので、これらの好機を逸することなく、観光誘客のプロモーションを行い村内はもとより、世界の方々に、熊本地震から復興した南阿蘇の魅力を体感していただけるよう、しっかりと取り組んでまいります。以上で答弁を終わります。

○山室昭憲議長 今村議員。

○6番今村輝宏 はい、ありがとうございました。まず先ほどお話されました株式会社ソラシドエアーとの機体活用プロジェクトであります。この件につきまして、先の全員協議会で、産業観光課今村課長のほうからも詳しく御説明いただきまして、内容も聞いております。この件につきましては本当になかなか、多分、難しい状況の中で、関係各位の御努力の賜物であると思っております。本当に職員の方また関係者の方、このプロジェクト取れたということは本当にすばらしいことでありますし、敬意を表したいというふうに思っております。そのほか、ワンピース復興プロジェクトや復興ミュージアム、また、立野ダム、先ほど答弁のほうにもございました試験湛水等も行われるということでもあります。このダム資源につきまして私もちょうどダム委員のとき八場ダムのほうに視察に行きました。本当にこう、南阿蘇と比べるといけませんけれども、似たようなところで本当に山の奥にありまして、ただ、道の駅がございましたが、レジカウントが45万ということで恐らく、観光客でいくと、単純に200万人以上はその八場ダムだけでこられているというふうに聞いております。是非立野ダムもですね、そういうダムを好きな方、全国にたくさんおられると思っておりますので、そのダムをこれ資源の一つとして活用いただくようにまた今後検討いただければと思います。そういう中でですね一つ提案であります、

既に執行部のほうでももちろん検討されているかと思いますが、既存の資源より例えば白川水源であったりもちろん道の駅等ございます今後、そこに、復興ミュージアムであったり、立野ダム、また新阿蘇大橋と地震後にですね、完成している資源がございます。そういった資源をその周辺がですねユーチューブ等ですでにPR等もされているということでございますが、新たに完成後にですね、プロモーションビデオを撮って、村内で流してもしょうがない、村外とかあるいは他県、先ほど、ちょっとお話を前の質問でしました台湾東港鎮あたりでそういう東港鎮の町で使われてる施設、うちの村でいえば、道の駅あたりの施設です、法令ができるのであれば、もちろん今この世の中なんでユーチューブも大事かと思いますが、やっぱり御年輩の方っていうの固定されてる映像というのが非常に見やすいと思います。今後、もちろん台湾であったり、韓国であったり、香港の直行便があるんでインバウンドが増えると思いますので、韓国、香港はちょっと難しいかもしれませんができれば台湾あたりで固定のですね映像、プロモーションビデオ流すとか、そういったのをちょっと検討いただければと思いますけれども、その辺、御答弁があればお願いします。

○山室昭憲議長 村長。

○吉良清一村長 私からお答えします。確かにですね、南阿蘇村震災後にいろんな施設が出来ておりますので、これまでもあった施設とまた新しい施設、動画の映像で、世界の人、特に台湾という言葉もありましたので、多くの人に南阿蘇のよさを知っていただくような、そういう発信の仕方これからやっていきたいと考えております。

○山室昭憲議長 今村議員。

○6番今村輝宏 やはり、標識が非常に南阿蘇、もう少しちょっと、国立公園指定区域内っていうので、縛りもあるのかもしれませんが標識に、今、日本語だけでなく例えば英語とか、韓国語っていうんですか、そういった標識も今後御検討いただきたいのが一つと、あと村が、村の事業所だけじゃないんで、事業所といいますか村が管理してる事業だけじゃないんですけども一般のところもあります、やっぱりインバウンドの方が多いとこってのはキャッシュレス化されてるところがあります。その辺また、村のほうからも少しこう推進していただければというふうに思っております。3問目の質問に、よろしいですか。はい最後の3問目の質問に入らせていただきます。道路維持及び改良工事についてということで、熊本地震における村道の道路整備等につきましては、地震で被災した地域特に西側6地区のほうはですね、小規模住宅改良事業に、ほぼほぼもう完了しつつあるということで今年度、完了というふうに聞いております。しかし、従来からある村道の西部、いわゆる幹線道路以外の西部

の道路につきましては、何かこう整備に至っております緊急車両が入れないような村道、また、年数がたち劣化、表面劣化がひどい村道などが多くあります。幹線道路はもちろんでありますけども、西部の道路も生活インフラが、インフラの重要なところでございます。地震のときに、幹線道路かなり崩れたりとか、陥没とかした中で村道の、いわゆる裏道といいますか、その辺が非常に活用されているところもありますし、地域の方にとっては非常に助かったっていうところもございます。いわゆる裏道といいますか、その辺が今なかなか劣化してですね、凸凹道も多いですし拡幅が狭いところもあります中には地域の住民の方が土地を提供していいから拡幅してほしいとかっていうところの場所もあると聞いておりますので、その辺また、できれば調査いただいて、行っていただければと思います。予算面でもですね大変厳しい状況にあるのは重々承知しております。先日、建設課長とも話しました。国交省あたりの補助金等の活用があるのか、またそういったのは使えないのかということでお聞きもしましたら、国土交通省あたりの補助金の予算となりますとどうしても3分の2とか、2分の1、ほぼほぼ多分2分の1と思います。そこで、課長からも過疎債のほうが割合的には非常に低いということで、そういった形で予算面も活用の予算面の活用も課長、担当課、非常に考慮しながら考えていただいておりますので、大変予算が厳しいところもありますけれども、少しずつ前に進めていただければと思います。今後の方針等がございましたら、お聞かせください。以上です。

○山室昭憲議長 笠建設課長。

○笠功祐建設課長 建設課の笠です。質問事項道路維持及び改良工事についてお答えいたします。質問の要旨、熊本地震による復旧は、今年度完了するが、従来の村道等において、劣化している道路及び、道幅が狭い道路など多くある。今後、改良等を進める計画は、考えはについてですが、道路舗装面の劣化している道路については、南阿蘇村土木事業整備計画、策定事務要領に基づき、年次計画を策定し、主要幹線道路を順次舗装打ち替えや除草委託等を実施しているところがございます。応急的な対応として、アスファルト舗装が剥がれてできる丸い穴へこみなどの修繕等は、補修材を使用し、建設課職員で補修等を実施しております。また、集落内の村道については、建設課の土木補助を活用して、道路清掃や軽微な補修等を実施しておられる地区もあり、大変感謝しております。今後も、建設課の土木補助を活用していただきながら、道路清掃等の活動を継続していただければと思っております。次に、道路改良についてですが、各行政からの要望をもとに、現地調査を行い、地域からの要望を公平に検討し、効率的な事業執行を図るため、年次計画を策定し、計画に沿って改良工事を行っております。また、継続事業以外で、道路幅員の狭い道路において

は、緊急車両等の通行に支障が生じる恐れがあることから、優先的に改良工事を実施する必要性があると認識しております。道路は、日々の生活に密着した重要なインフラであり、誰もが安全安心に利用できる環境を保全する必要があることから、今後においても、さらなる道路の環境の向上を図っていきます。以上で答弁を終わります。

○山室昭憲議長 今村議員。

○6番今村輝宏 はい、御答弁ありがとうございました。先日、お伺いして総延長、少し報告もさせていただきます。村の村道が総延長465キロメートル、路線数が668箇所ということで、非常に長く、また多く、村道部分もでございます。なかなかいっぺんにというのももちろん難しいというのを承知しております。ただ先ほど課長も答弁ありました緊急車両が本当に入らない場所がかなりかなりと申しますか数は言えませんが、結構あるんじゃないかというふうに認識しております。重要な部分で、順番もつけられながら整備もされていられると思いますけども、重ね重ねになりますが大変予算も厳しい中でございますけれど、中であると思いますが、引き続き、工事のほうも、速やかに進められるように、また御尽力いただきますようよろしくお願いいたします。以上をもちまして私の一般質問を終了させていただきます。

○山室昭憲議長 以上で、6番、今村輝宏議員の質問を終わります。時間が少々おしておりますけれども、最後ですので、11番笠野眞喜議員の質問を認めます。

○11番笠野眞喜 11番笠野です。議長のお許しがありましたので、通告書に従い一般質問させていただきます。9番目で皆さんお疲れと思いますが、どうかよろしくお願いいたします。梅雨に入り雨が続けていますが、米農家にとっては、恵の雨となっています。立野ダム本体は完成し、下流住民を守る施設は出来ましたが、災害にならない程度で梅雨を開けることを思うこの頃です。有機農業についての質問で、①有機農業に取り組んでいるが、有機農業認定制度を設置する考えはないかの質問です。本村でも、有機肥料生産センターがあり、この肥料を使用して有機農業に取り組んでいる農家の方がおられます。中には、無農薬農業や自然農法の方もおられます。こうして、本村の安心安全な農産物を生産販売されております。有機農業されている方には、少量多品目を生産され、小規模農家の方が多く見られる状況です。有機農家にとっても利益のある農業ができるよう、生産物の価値を消費者に伝えるためにも、南阿蘇村農産物の認証制度を設置してはどうでしょうか。村でも、有機農業の推進、有機農産物生産向上に向けて、現在、私の住んでます。旧長陽校区を中心に、有機農業施策に取り組んでおられます。遊休農地の有効利用も視野に入れた施策で、補助金を利用して、農業機械も導入され、基盤づくりが出来てきております。村に

も、有機JAS認証取得補助などもされていますが、認証取得農家はあまり増えていないようです。またグリーン農業認証もありますが、直売所で張って販売されているのは僅かな品目です。そこで、有機JASの取得と違う形で、認証費用、書類作成の負担をなくして、南阿蘇村有機肥料生産センターの有機を使用して2年以上JASでは、3年以上になりますけども、2年以上、化学肥料、化学農薬をしていない補助を村長が認証する制度を設置してはどうでしょうか。私も有機JAS認証を取得していますが、使用資材の堆肥は堆肥センターの肥料を使用しております。個人で、ぼかし肥料有機堆肥を生産されている方もおられますが、村が生産工程記録、主要資材を審査し、認証してはどうでしょうか。審査基準は、有機JAS認証と同等とし、認証された補助で、下の農産物には、認証マークを張って販売することで、観光農業での生産よりも、私の考えですが、3割程度は高く売れると思います。認証マークも、村独自の番号のついた認証バーコードを作成し、くまモンシールに負けないようですね、認証マークを作成したら、有機農家もやる気が出て、有機農家も増えるのではないかと思います。有機なすも番号がありまして、JAS何番の何、何、何ていうのを認証を受けたときの番号があります。すと、くま蒙のグリーン農業にも、下の緑が、ずっとついていきますけども、有機JASを受けたのは、全部、緑になっております。有機農業は、除草、有害鳥獣の苦労もありますが、研修会等を開催して、有機農産物の生産向上、どんな農産物が消費者に好まれるかと、勉強して、他町村以上の有機農家を増やしたらどうでしょうか。有機農家グループができれば、生産物ふるさと納税の返礼品、学校給食や八百屋、デパートと販売ができると考えます。認証制度で、ブランド化も出来、有機農家の活力減にもなると思います。②の村内で有機農産物の販売または飲食店で提供などを取りまとめる組合等を設置する考えはないかの質問です。有機農家は、小規模ですので、ネットショップでの販売や個人の個人で販売されている方が多くおられます。今から、有機農産物生産すつとには、販売、せつかくつくっても販売に苦勞し、つくっても売る場所がない。やる気が出ないなど、農産物を取りまとめる出荷組合を設置をつくれたら、どうだろうかと思っております。みらい公社もありますので、みらい公社では、有機そばの生産または販売もされているので、みらい公社での取りまとめは出来ないか、一考してほしいと思います。また、あそ望の郷も野菜販売スペースが狭く有機農産物だけ置く場所がない状態です。大根とか白菜、キャベツができるときは、私たちも持っていきますけども、ほとんど外で販売しております。駐車場が広がって、販売物が置けない状況です。販売所の整備も必要と思われるので、その辺りも御一考をお願いしたいと思います。御答弁よろしく申し上げます。

○山室昭憲議長 吉良村長。

○吉良清一村長 それでは、最後の答弁ですが、有機農業について、答弁をさせていただきます。また幾つかの提案がございましたのでですね、ちょっと回答を予定していない、回答書がない部分もありますけれども、できるだけ大切なことですので答えていきたいと考えております。まず認証制度についての御質問がございました。その前に村のですねこの有機農業に対する考えを申し上げますと、まず4月にオーガニックヴィレッジ、有機農業ということですがけれども、オーガニックヴィレッジの宣言を行ったところでもあります。これは現在、国がですね、みどりの食料システム戦略、国の農水省は、みどりの食料戦略ということを進めておりまして、2050年度までに農薬を50%減らす。それから化学肥料の仕入れを30%減らす。そしてまた有機農業の面積を耕地面積を国内の25%、だから100万ヘクタールでありますけれども、これを25%ですね2050年までにはやる、するという目標、大きな目標を国は、掲げております。それに向け、うちの村もですねオーガニックヴィレッジ宣言を行ったところでもあります。議員御指摘のとおり有機農業というのは非常に難しく説明もですね、苦慮するんですけれども、有機とか、あるいは無農薬とか、そういう表現はですね、有機JASということの認証制度がございまして、有機JASを認証し、受けなければ、有機とかオーガニックとか無農薬とかいう表示、農産物に表示することは出来ません。熊本県におきましては認証制度を認証をやっている機関は、熊本有機の会ということ有機の会が認証をやっておりますけれども、手続きが非常に煩雑でですね、例えば私が有機申請を行う場合は、熊本有機の会に提出をしまして、熊本有機の会から補助、あるいは農薬の保管庫とか、そういう調査がございます。また、生産過程も、生産過程も報告しなければなりませんし、残留農薬、これについても検査があります。初年度で、そうですね、面積とかでいろいろな要件はございますが、10万ほどは恐らくかかるであろう、山都町の例を言いますと、大体初年度で10万継続する場合に、7万か8万毎年かかるというような、そういう認証を受けないと表示が出来ないということでございます。現在南阿蘇うちの村では、無農薬、化学無農薬で農薬を使っていない、農産物あるいは化学肥料を使っていない農産物そういう面積が約、今のところ50ヘクタールぐらいあると把握をしております。これにつきましても、認証ほとんどほとんどの人が認証を受けておりませんので、有機とか、あるいはオーガニックとか、そういう表示が出来ないということでございます。そのために、今笠野議員が質問、提案がございましたように、そういう認証機関を村で村で独自で認証機関をつくって、そして認証するというようなことは考えないのかという質問でございます。山都町の場合は、有機の認証を受ける際に、それに農家に直接、補助金を出しております。熊本県内で、自治体が独自に認証制度を設けている自

治体は、今のところございません。全国では綾町は宮崎県の綾町はですね、独自に認証機関を持っておりますけれども、全国でもそうないというふうに考えております。ですからそれほどですね、ハードルが高いと考えてよろしいかと思えます。まず、検査する調査をする人員、これをある程度把握、うちで雇って、どなたかにそういう調査なり、検査をしていただく方をうちで探さなければなりません。そしてまた、検査の基準は有機JASの基準をそのまま用いればよいということではありますが、その人をですね、ある程度確保しなければなりませんので、その人材の確保が非常に難しいかなというふうに思っております。これまでも幾度か村独自の認証を機関を置いたらどうかということを検討はしておりますけれども、今のところですね、村でそういう人を雇って独自に検査をするということはちょっとハードルが高いかなと思っておりますので、山都町が行っておりますように、認証機関、熊本県の認証機関に認証を委託して、その認証する、それを希望する農家をですね、手続を支援したりとか、あるいは助成金、補助をするとか、いうことも今後は考えて、有機農業が少しでも進むようにやっていきたいと考えております。それから、質問2でございます。これも販売に関することでございますが、有機農業はつくってもなかなか、売ることに苦労しているということはよく承知をしております。現在南阿蘇村では、環境保全農業推進協議会、環境保全農業推進会という協議会がございまして、そこに有機農産物をつくる農家、農家が加入したり、あるいは、有機農産物を取り扱う店舗が加入してこの協議会をつくっており、つくって有機農産物の振興に取り組んでいるところでございます。あそ望の郷におきましても、有機JASの認証を受けた農産物の一部、先ほど議員おっしゃいましたように、一部、有機農産物を販売をしておりますけれども、なかなか表示が出来ないためにですね、苦労しているのが現状です。中には、無農薬という表示は出来ないけれども、農薬は使っておりません。この農産物は農薬は使っておりませんという表示は出来ますので、そういう工夫をしてですね、販売をされている農家もでございます。今後は先ほど売場についてもでございますが、あそ望の郷、株式会社あそ望の郷とも協議を重ねておりますけれども、大根、例えば大根を売る場合にですね、有機だけを集めると、大根が普通の大根と有機の大根と売場が別々になるので、できればその大根は一つの場所で、普通の大根と有機の大根と、そういう売り方をあそ望ではやりたい、やってほしい、いただきたいという要望もございますので、そういうこともこれから協議をしてですね、協議を進めて、有機の農産物が有利に販売できるようにしっかりと進め、支援をしていきたいと思っております。また今申し上げました、南阿蘇村の環境保全農業推進協議会、ここでは、販売も手がけておりますし、またそういう認証制度に、協議会に加入をして、農家にですね、その協議会に加

入をしていただいて、そしてそこで、有機認証を取っていただくということであればその協議会で、その人たちを支援するというのも、これからですね、今進めていこうかと、今考えているところでございますので、是非、そうした村で、つくっております協議会に加入をしていただいて、有機農業を積極的に進めていただければなというふうに思います。ちょっと取り留めない、答弁にもなってしまいましたけれども、とにかく村としましては、有機農業の推進、販売、等につきましては、しっかりと支援をしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひします。以上で答弁を終わります。

○山室昭憲議長 笠野議員。

○11番笠野眞喜 どうも、御答弁ありがとうございました。私ども1年に1回有機の認証を受けるために年次審査を受けておりますけれども、年次審査の審査を受ける人が、この村の役場の中にもおられますので、案外とですね、この認証制度について、村の認証制度については、進んでいくと私は考えております。そして、やっぱりいろいろブランド化と言われておりますので、やっぱり、村長がこれは無農薬、有機農業、認証したのをですね、貼って、貼るだけでですね、南阿蘇村はそれだけの、やっぱり有機農業に力を入れているんだなっちゅうことが分かります。そのために有機肥料センターをつくってあるわけですので、あれも、JASの有機世代として許可1番に取れております。BMWも許可取れておりますし、そうやってですね、しっかりした資材がありますので、もう前向きにですね考えて、せっかく、そういう村づくりの中にも、オーガニック考えておられるならですね、しっかりと頑張っ、て、今、旧長陽地区でやっておりますのでこれはもう、基盤、土台が出来ておりますので、これをですね南阿蘇村全体に広げて、本当の有機農業の里、あそこのファミマーの下の看板にはちゃんと有機の郷と書いた看板もありますので、その辺りもですね、考慮して、本当によそから来た人が温泉、旅館とかホテルに来た人が南阿蘇村の有機安心、安全、安全、安心な材料を使ったお料理を食べてもらうということも一つの策じゃないかと思ひます。どうか御一考よろしくお願ひします。これで質問終わります。

○山室昭憲議長 11番、笠野眞喜議員の質問を終わります。以上で本定例会に付議されました本日の日程は全て終了いたしました。本日は、これにて散会をいたします。

一同、その場に御起立をお願いいたします。

礼。

○  
散会 午後2時30分



# 第 2 号

6 月 1 6 日 (金)

令和 5 年第 2 回南阿蘇村議会定例会 議事日程

令和 5 年 6 月 1 6 日 (金)  
午前 1 0 時 0 0 分 開会

開会宣言

日程第 1 報告第 3 号	令和 4 年度南阿蘇村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第 2 報告第 4 号	令和 4 年度南阿蘇村簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第 3 報告第 5 号	令和 4 年度南阿蘇村農業集落排水特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第 4 報告第 6 号	令和 4 年度南阿蘇村一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
日程第 5 議案第 41 号	南阿蘇村新阿蘇大橋展望所条例の制定について
日程第 6 議案第 42 号	南阿蘇村旧長陽西部小学校震災伝承館設置条例の制定について
日程第 7 議案第 43 号	南阿蘇村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 8 議案第 44 号	南阿蘇村体育館等条例等の一部を改正する条例について
日程第 9 議案第 45 号	南阿蘇村健康交流センター条例を廃止する条例の制定について
日程第 10 議案第 46 号	令和 5 年度南阿蘇村一般会計補正予算（第 3 号）の議決について
日程第 11 議案第 47 号	令和 5 年度南阿蘇村簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）の議決について
日程第 12 議案第 48 号	字の区域の変更について
日程第 13 同意第 4 号	南阿蘇村固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
日程第 14 同意第 5 号	南阿蘇村農業委員会の委員の任命同意について
日程第 15 諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第 16	閉会中の継続審査について

2. 出席議員は次のとおりである。（14名）

1 番	辰 巳 和 美	8 番	丸 野 健一郎
2 番	岡 智 則	9 番	桐 原 純 男
3 番	坂 田 正 也	10 番	工 藤 保 雄

4番	河内克也	11番	笠野眞喜
5番	市原恵一	12番	橋本功
6番	今村輝宏	13番	後藤征昭
7番	今村竜喜	14番	山室昭憲

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

村長	吉良清一
副村長	児玉みどり
教育長	今村了介
総務課長	藤本哲章
政策企画課長	野口幸広
教育委員会事務局長	福本道昭
建設課長	笠功祐
会計課長	飛瀬和徳
健康推進課長	園田秀也
農政課長	下田朱美
住民福祉課長	高宮喜美男
税務課長	片島弘幸
産業観光課長	今村洋一
水・環境課長	今村隆博
保育所長	山室和夫
定住促進課長	梅田雄治
子育て支援課長	吉弘泰彦

5. 職務のため会議に出席した者の職・氏名

議会事務局長	桐原恵
議会事務局主幹	佐藤桂輔

開会 午前10時00分



○山室昭憲議長 ただいまから本日の会議を開きます。一同、その場に御起立をお願いします。おはようございます。着席ください。会議を始める前に議長からお願いを申し上げます。マイクの着用については、個人の判断に委ねます。発言される場合には、マスクを外しマイクを使って御発言ください。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。これより各議案について順に質疑、討論、採決をお願いします。質問される方は、議席番号、氏名を名のって質問をしてください。関連質問、重複質問につきましては、簡潔にお願いをいたします。それでは、議案に沿って進めてまいります。



日程第1報告第3号	令和4年度南阿蘇村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第2報告第4号	令和4年度南阿蘇村簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第3報告第5号	令和4年度南阿蘇村農業集落排水特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第4報告第6号	令和4年度南阿蘇村一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

○山室昭憲議長 日程第1、報告第3号、令和4年度南阿蘇村一般会計繰越し明許費繰越し計算書の報告についてから、日程第4、報告第6号、令和4年度南阿蘇村一般会計事故繰越し繰越し計算書の報告についての4議案を一括議題といたします。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 質疑なしと認めます。これで、報告第3号から報告第6号までの質疑を終わります。日程第5、議案第41号、南阿蘇村新阿蘇大橋展望所条例の制定についてを議題とし質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 異議なしと認めます。これで討論を終わります。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○山室昭憲議長 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。



日程第6、議案第42号、南阿蘇村旧長陽西部小学校震災伝承館設置条例の制定について

○山室昭憲議長 日程第6、議案第42号、南阿蘇村旧長陽西部小学校震災伝承館設置条例の制定についてを議題とし質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○山室昭憲議長 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。



#### 日程第7、議案第43号、南阿蘇村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

○山室昭憲議長 日程第7、議案第43号、南阿蘇村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし質疑に入ります。質疑ありませんか。4番、河内議員。

○4番河内克也 4番、河内です。この条例は、障害をお持ちの多くの村民の方が関係する大事な条例であり、一部改正について、議案また新規表を見ましても少し不明なところがありますので、質問をいたします。改正は、県の要領の改正に伴う難病等で、難病、難病等で苦しんでおられる方々も対象になることですが、そこで3点質問をいたします。1番目に指定難病医療費併用の概要、併用の概要、2番目に村内難病対象者数この対象者数というのは難病関係は、熊本県が窓口ですのでなかなか把握は難しいかもしれません。アバウトで構いませんので、把握しておられる患者数それから大まかな村内の重心医療費の資格者数、重心医療の資格者数です。そして最後にこの改正の周知方法について、担当課にお尋ねいたします。以上です。

○山室昭憲議長 高宮住民福祉課長。自席から答弁をお願いします。

○高宮喜美男住民福祉課長 おはようございます。住民福祉課の高宮です。ただいまの質問について、お答えします。今回の条例改正により、これまで、重度心身障害者医療費との併用が出来なかった指定難病医療や小児慢性医療に係る自己負担金においても併用が可能となります。併用が可能となることで、指定難病等の自己負担額に、さらに重心医療費を適用することで、重心医療資格者の負担の軽減を図ることが出来ます。村内の重心医療資格者は、260名。また、県からの報告によると村内の指定難病対象者数は、88名とありますが個人情報等の理由により、氏名等の報告はいただいておりますので、重心医療資格者のうち何人が指定難病をお持ちかの正確な数は、把握出来てませ

ん。本村としましては、7月下旬に実施する受信資格者の資格認定見直しに合  
わせて、重心資格者全員に併用が可能になった旨のお知らせを行う予定とし  
ております。以上で答弁を終わります。

○山室昭憲議長 4番、河内議員。

○4番河内克也 はい、4番河内です。概要、それから、周知の方法もよく分か  
りました。いつも窓口には、毎日のように重心の資格者の方が申請書を持って  
こられます。また難病で苦しんでおられる方も対象になるということで、担当  
の方は大変ですが、周知とそれから対応のほうよろしくお願い申し上げます。  
以上です。

○山室昭憲議長 ほかに質疑ありませんか。ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わり、討論を行います。  
討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。本案に賛成  
の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○山室昭憲議長 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

○

日程第8、議案第44号、南阿蘇村体育館等条例等の一部を改正する条例につ  
いて

○山室昭憲議長 日程第8、議案第44号、南阿蘇村体育館等条例等の一部を改  
正する条例についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わり、討論を行います。  
討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 討論なしと認めます。これで討論を終了します。本案に賛成の  
方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○山室昭憲議長 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

○

日程第9、議案第45号、南阿蘇村健康交流センター条例を廃止する条例の  
制定について

○山室昭憲議長 日程第9、議案第45号、南阿蘇村健康交流センター条例を廃  
止する条例の制定についてを議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○山室昭憲議長 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

○

日程第10、議案第46号、令和5年度南阿蘇村一般会計補正予算第3号の議決について

○山室昭憲議長 日程第10、議案第46号、令和5年度南阿蘇村一般会計補正予算第3号の議決についてを議題とし質疑に入ります。質疑ございませんか。ありませんね。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○山室昭憲議長 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。日程第11、議案第47号、令和5年度南阿蘇村簡易水道特別会計補正予算第1号の議決についてを議題とし質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わり、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○山室昭憲議長 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

○

○山室昭憲議長 日程第12、議案第48号、字の区域の変更についてを議題と

し、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○山室昭憲議長 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。



日程第 13 同意第 4 号 南阿蘇村固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

日程第 14 同意第 5 号 南阿蘇村農業委員会の委員の任命同意について

日程第 15 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

○山室昭憲議長 日程 13、同意第 4 号、南阿蘇村固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてから、日程第 15、諮問第 1 号、人権擁護委員候補者の推薦についてまでの 3 議案を一括議題といたします。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 討論なしと認めます。これで討論を終わり、採決は議案ごとにを行います。まず、同意第 4 号に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○山室昭憲議長 全員賛成により、本案は原案どおり可決し、同意することに決定をいたしました。次に、同意第 5 号に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○山室昭憲議長 全員賛成により、本案は原案どおり可決し、同意することに決定をいたしました。諮問第 1 号に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○山室昭憲議長 全員賛成により本案は原案どおり可決されました。



日程第 16、閉会中の継続審査について

○山室昭憲議長 日程第 16、閉会中の継続審査についてを議題といたします。まず、各特別委員会の閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。タブレットに配付の特別委員会付託調査事件変更一覧表のとおり、閉会中の継続

審査事件といたしたいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 山室昭憲議長 異議なしと認めます。よってそのようにとり諮らうことに決定をいたしました。次に、各常任委員長及び議会運営委員長より、事務処理について、タブレットに配付の閉会中の継続審査申出一覧表のとおり申出がっております。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 山室昭憲議長 異議なしと認めます。よって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。お諮りします。本定例会中誤読によるもの及び議決の結果、その条項、字句、数字等の整理、訂正を要するものにつきましては、議長に委任していただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 山室昭憲議長 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字等の整理、訂正は議長に委任することと決定いたしました。以上で、本定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。これをもって、令和5年第2回南阿蘇村議会定例会を閉会いたします。

一同、その場に御起立をお願いします。

礼。

---

閉会 午前10時17分